

## 第 13 回鏡石町議会定例会会議録目次

招集告示.....	1
応招・不応招議員.....	2

### 第 1 号（6月12日）

議事日程.....	3
本日の会議に付した事件.....	3
出席議員.....	3
欠席議員.....	3
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	3
事務局職員出席者.....	4
開会の宣告.....	5
表彰状伝達.....	5
開議の宣告.....	5
議会運営委員長報告.....	5
諸般の報告.....	5
招集者あいさつ.....	9
議事日程の報告.....	9
会議録署名議員の指名.....	9
会期の決定.....	10
町長の説明.....	10
請願・陳情の付議.....	15
休会について.....	15
散会の宣告.....	16

### 第 2 号（6月13日）

議事日程.....	17
本日の会議に付した事件.....	17
出席議員.....	17
欠席議員.....	17
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	17
事務局職員出席者.....	18

開議の宣告.....	19
報告第57号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	19
議案第194号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	20
議案第195号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	23
議案第196号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	24
議案第197号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	29
議案第198号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	30
議案第199号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	32
議案第200号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	36
議案第201号の上程、説明、意見、採決.....	37
議案第202号の上程、説明、意見、採決.....	38
諮問第3号の上程、説明、討論、採決.....	39
散会の宣告.....	39

### 第 3 号 ( 6 月 1 5 日 )

議事日程.....	41
本日の会議に付した事件.....	41
出席議員.....	41
欠席議員.....	41
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	41
事務局職員出席者.....	42
開議の宣告.....	43
一般質問.....	43
木原秀男君.....	43
円谷寛君.....	51
根本重郎君.....	61
今駒隆幸君.....	67
議事日程の報告.....	76
常任委員長報告(請願・陳情について)及び報告に対する質疑、討論、採決.....	77
決議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	81
議会運営委員会所管事務調査の申出について.....	82
議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について.....	83
議案第203号の上程、説明、意見、採決.....	83

議事日程の追加.....	8 5
意見書案第 4 5 号 ~ 意見書案第 4 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	8 5
意見書案第 4 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	8 8
閉議の宣告.....	8 9
町長あいさつ.....	8 9
閉会の宣告.....	9 0
署名議員.....	9 1

鏡石町告示第30号

第13回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

平成18年6月5日

鏡石町長 木 賊 政 雄

1 期 日 平成18年6月12日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

## 応招・不応招議員

### 応招議員（14名）

1番	仲 沼 義 春 君	2番	渡 辺 定 己 君
3番	今 駒 隆 幸 君	4番	根 本 重 郎 君
5番	大河原 正 雄 君	6番	柳 沼 俊 行 君
7番	今 泉 文 克 君	8番	木 原 秀 男 君
9番	菊 地 栄 助 君	10番	小 貫 良 巳 君
11番	藤 島 一 郎 君	12番	円 谷 寛 君
13番	円 谷 寅三郎 君	14番	森 尾 吉 郎 君

### 不応招議員（なし）

平成18年第13回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成18年6月12日(月)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長の説明
- 日程第 4 請願・陳情の付議

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	仲 沼 義 春 君	2番	渡 辺 定 己 君
3番	今 駒 隆 幸 君	4番	根 本 重 郎 君
5番	大河原 正 雄 君	6番	柳 沼 俊 行 君
7番	今 泉 文 克 君	8番	木 原 秀 男 君
9番	菊 地 栄 助 君	10番	小 貫 良 巳 君
11番	藤 島 一 郎 君	12番	円 谷 寛 君
13番	円 谷 寅三郎 君	14番	森 尾 吉 郎 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 政 雄 君	助 役	正 木 正 秋 君
収 入 役	大河原 直 博 君	総務課参事兼 課 長	円 谷 光 行 君
税 務 町 民 課 参 事 兼 課 長	角 田 勝 君	健康福祉課長	遠 藤 栄 作 君
産 業 課 長	小 林 政 次 君	都市建設課長	椎 野 優 偉 君
上下水道課長	黒 津 政 美 君	教 育 長	斎 田 一 男 君
教 育 課 長	今 泉 保 行 君	出 納 室 長	八 巻 司 君
教 育 委 員 会 長	稲 田 耕 作 君	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	曾 根 巧 君

農業委員会  
会長

會 田 栄 夫 君

監 査 委 員

荻 原 文 博 君

事務局職員出席者

議会事務局  
議長

面 川 武

主 任 主 査

大 河 原 久 美 子

開会 午前10時00分

開会の宣告

議長（菊地栄助君） おはようございます。

ただいまから、第13回鏡石町議会定例会を開会いたします。

表彰状伝達

議長（菊地栄助君） ここで、会議に先立ち、福島県町村議会議長会から、藤島一郎君、円谷寛君、円谷寅三郎君が勤続20年として表彰されましたので、その伝達を行いますので、ご了承ください。

〔表彰状伝達〕（拍手）

開議の宣告

議長（菊地栄助君） 直ちに本日の会議を開きます。

会議規則第2条による欠席の届出者は皆無であります。

議会運営委員長報告

議長（菊地栄助君） 初めに、定例会の運営について、議会運営委員長から報告を求めます。  
4番、根本重郎君。

〔議会運営委員長 根本重郎君 登壇〕

4番（議会運営委員長 根本重郎君） おはようございます。

お手元の資料のとおり、読み上げます。

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

諸般の報告

議長（菊地栄助君） 次に、諸般の報告を求めます。

閉会中の議会庶務報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

監査委員、荻原文博君。

〔監査委員 荻原文博君 登壇〕

監査委員（荻原文博君） 皆さん、おはようございます。

2月、3月、4月分の例月出納検査報告について、申し上げます。

まず、2月分例月出納検査報告について報告申し上げます。

1、検査の対象、平成18年2月分。一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか8特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金の出納保管状況。

2、実施年月日、平成18年3月27日月曜日、午前9時58分から午後零時5分。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、収入役、出納室長、上下水道課長ほか3名、税務町民課長。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施した。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成18年2月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められなかった。

続いて、3月分の例月出納検査報告を申し上げます。

1、検査の対象、平成18年3月分。一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか8特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金の出納保管状況。

2、実施年月日、平成18年4月26日水曜日、午前9時45分から午後零時5分。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、収入役、出納室長、上下水道課長ほか3名、税務町民課長ほか1名。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施した。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成18年3月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められなかった。

続いて、4月分の例月出納検査報告について申し上げます。

1、検査の対象、平成18年4月分。一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか8特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成18年5月25日木曜日、午前10時より正午まで。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、収入役、出納室長、上下水道課長ほか3名。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施した。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成

18年4月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出現金とも計数上の誤りは認められなかった。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） 次に、事務組合議会の報告を求めます。

初めに、須賀川地方広域消防組合議会議員、5番、大河原正雄君。

〔須賀川地方広域消防組合議会議員 大河原正雄君 登壇〕

5番（須賀川地方広域消防組合議会議員 大河原正雄君） おはようございます。

平成18年3月29日水曜日、午後1時30分から開催されました、須賀川地方広域消防組合議会臨時会について、報告をいたします。

提出されました議案は、議案第6号 須賀川地方広域消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の1件が提出され、原案のとおり可決されました。

なお、詳しくは別紙報告書のとおりであります。

以上で報告を終わります。

議長（菊地栄助君） 次に、須賀川地方保健環境組合議会議員、2番、渡辺定己君。

〔須賀川地方保健環境組合議会議員 渡辺定己君 登壇〕

2番（須賀川地方保健環境組合議会議員 渡辺定己君） おはようございます。

去る3月29日水曜日、午後3時より開催されました須賀川地方保健環境組合議会臨時議会の内容を報告させていただきます。

議案は1件でした。

議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でありまして、原案のとおり可決いたしました。詳細については配付資料のとおりであります。

以上で報告を終わります。

議長（菊地栄助君） 次に、公立岩瀬病院組合議会議員、14番、森尾吉郎君。

〔公立岩瀬病院組合議会議員 森尾吉郎君 登壇〕

14番（公立岩瀬病院組合議会議員 森尾吉郎君） おはようございます。

報告いたします。

病院議会は、3月定例議会の報告に、これは、各市町村の3月定例議会の終了後、各市町村より、分担金というものをいただいてからの議会となりますので、3月定例会に報告できないで、6月定例会になることをご承願います。それでは報告いたします。

平成18年3月、公立岩瀬病院組合議会定例会について。

平成18年3月27日月曜日、公立岩瀬病院附属高等看護学院講堂においてであります。

議事日程第1号。第1、会期の決定、第2、会議録署名議員の指名、第3、報告第1号 専決処分の報告について、第4、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、第5、

議案第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、第6、議案第3号 平成18年度公立岩瀬病院組合病院事業会計予算についてであります。

出席者、14名。説明者、管理者、病院長、事務長ほか職員数名であります。

それでは、日程第1、会期の決定、1日限り。

第2、会議録署名議員の指名、14番、安田君、1番議員市村君、2番議員、伊藤富士弥君。

報告第1号 専決処分の報告について。福島県市町村総合事務組合から、合併に伴う地方公共団体の脱退並びに加入についてであります。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて。平成18年3月31日をもって、三島町外二町一村の衛生処理組合を福島県市町村総合事務組合から脱退を認めることに伴うものであります。専決第2号及び第3号の2件を、地方自治法第179条第1項の規定に基づいて、専決したものであります。

議案第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。本条例の一部改正は、職員の給与によって、人事院勧告及び県に準じて改正するものであります。

議案第3号 平成18年度公立岩瀬病院組合病院事業会計予算についてであります。新年度予算については、当初予算は厳しい医療制度の中で編成したものであって、収益的な収支においては、患者数の減はこれらのものに対しましては、避けられないものでありまして、医師1名の増と、診療単価の増を見て、総額44億1,150万9,000円と、前年度対比0.5%の増と、わずかながら増の予算となっております。

業務の予定といたしましては、1日の平均患者数で、入院で261人、外来で510人と見込み、年間患者数は、入院が9万5,265人、外来で12万4,440人と見込んだ予算であります。報告書にありますけれども、入院の収支においては、一般病床においては、1日当たり228人の入院患者を見込み、日数で365日、それに単価3万2,300円とし、療養型病床においては、1日当たり33人、日数において365日とし、単価1万6,500円と見込み、入院収益合わせて28億8,674万8,000円とするものであります。

外来収益においては、1日平均510人の外来患者を見込み、診療日数を244日とし、単価7,600円と見込み、9億4,574万4,000円とするものであります。

その他医業収益等においては3億7,486万9,000円で、その内訳といたしましては、病棟の部屋の差額においては、1,497万3,000円。他会計繰入金といたしまして、2億2,659万6,000円で、救急、それに伴うものは、救急医療、それから、小児医療、不採算医療に対する各構成市町村からの繰入金であります。他会計負担金においては、1億169万2,000円については、病院組合、あるいは附属高等看護学院の運営費として、各構成市町村からの分賦金として負担をいただくものであります。それと、訪問看護部門がございまして、訪問看護においては、3,089万9,000円として、これは在宅訪問に対すところの係る収益であります。

支出においては、これが一番大きな問題でございまして、給与費25億3,254万9,000円で、医者26名、看護師205名、医療技術員34名、事務員25名、それから、労働に対するところの職員17名、給与に関するところの嘱託職員等の賃金の人件費等であります。経費においては、7億513万9,000円で、医療維持事務、それから医療機器関係の保守点検、それから、病院関係の清掃等が主な内容になっております。

以上、報告を終わります。なお、詳しくは、資料を添付しておきましたので、ごらんになっていただければ幸いということで、報告を終わります。

議長（菊地栄助君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

#### 招集者あいさつ

議長（菊地栄助君） 本定例会に当たり、町長からあいさつがあります。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） おはようございます。

梅雨の季節を迎えたとはいえ、過ごしやすさを感じる本日、第13回鏡石町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げる次第であります。

今定例会につきましては、報告1件、指定管理者の指定1件、道路の認定等2件、条例改正1件、工事請負締結契約締結1件、補正予算2件、選任同意3件、合わせまして11件を提案するものであります。

なお、会期中、助役選任議案を提案したいと考えております。

何とぞよろしくご審議をいただきまして、議決、同意賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たりごあいさつといたします。

#### 議事日程の報告

議長（菊地栄助君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。よろしくお願ひ申し上げます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（菊地栄助君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に14番、森尾吉郎君、1番、仲沼義春君、2番、渡辺定己君を指名いたします。

## 会期の決定

議長（菊地栄助君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月16日までの5日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は5日間と決しました。

## 町長の説明

議長（菊地栄助君） 日程第3、町長の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 第13回鏡石町議会定例会の開会に当たり、提案をいたしました議案の説明に先立ち、私が4期目の町政運営に臨む基本的な方針、考え方などの所信を述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

5月の鏡石町長選挙につきましては、議員各位を初め、多くの町民の皆様から温かいご支援とご厚情をいただきまして、2期連続無競争当選という栄誉を賜り、深く感謝申し上げますとともに、責任の重さを改めて痛感し、身の引き締まる思いであります。

私は、3期12年間「不偏不党」、「公平無私」、「町民との対話と合作のまちづくり」を基本理念に、町民が豊かで人も環境も美しいまちを目指して、公約実現のため、全力で取り組んでまいりました。

この間、児童館、図書館、町営住宅、町民プール「すいすい」の建設、上下水道事業・集落排水事業の整備推進、県営成田地区ほ場整備の推進、コミュニティ施設整備事業としての地区集会所の建設及び交通安全施設等の整備充実、南部工業団地整備事業、北原・不時沼線都市計画道路の整備、鳥見山公園「あやめ園」の整備、生活環境道路の簡易舗装及び側溝整備等による施設整備等々の充実を図るとともに、介護保険の導入による在宅福祉事業の推進・包括支援センターの設置、児童園児国際化推進事業、中学生海外文化学習事業、生涯学習文化事業の充実、子育て支援充実のための乳幼児保育の拡充による保育所分園の設置、二小放課後児童クラブの設置等々を行い、住民福祉の向上に努めてまいりました。

さらに、さわやか行政サービス事業として字名称の簡略化、行政組織機構の改革、住民情報充実への電子自治体化推進事業、フローラのまちづくり事業、YOSAKOI踊りの創出とよさこいオランダ祭りの開催、鏡石ブランド米の推進と「牧場のしずく」販売促進、地域

活性化促進への企業誘致、三位一体改革による行財政改革等々の実施など、積極的に推進してまいりました。

昨年の国勢調査の結果で、鏡石町が微増ながらも県内における人口増加 8 市町村の中に入りましたことは、これまでのまちづくりや諸施策が評価いただいた数値のあらわれと考えております。町民の皆様方の英知と各方面からのご支援とご協力により、町勢が着実に進展しておりますことに深く感謝申し上げます。

21世紀において我々が進むべき方向は、人と自然環境の共生にあると思います。しかし、今日の社会経済情勢は、格差の拡大、少子高齢化、国際化、高度情報化、地方分権や三位一体改革などの課題が山積みしております。

このため私は、引き続き町民合作のまちづくりを進めるとともに、次の5つを基本政策のもと、鏡石町のさらなる発展のため、全身全霊取り組んでまいる覚悟であります。

この基本施策の目標実現のため、引き続き心耳を澄まし、町政運営に当たる「対話の町政」を基本理念に、心とむまちづくり、環境づくりのため、「伸ばそう創ろう 美しい町を」をスローガンに邁進したいと考えております。

また、自治振興の原点は、町民福祉の向上にあることは申すまでもなく、町民の意見や意志が尊重される豊かな地域社会を実現することが重要であります。したがって、平成14年度に策定されました鏡石町第4次総合計画の「共に生き 共につくる 牧場の朝のまち 鏡石」を未来像とし、「都市づくり」、「元気づくり」、「活力づくり」、「人づくり」、「地域づくり」の5つの柱を基軸に、各分野にわたる計画の実現と具現化に向けて、町民と行政がそれぞれ連携協力し、町民主体のまちづくりの推進と行政運営に傾注してまいる考えであります。

まず、第1に基本施策であります「都市づくり」として、「うるおいのある 美しいまちづくり」であります。

前に申し上げましたとおり、21世紀の進むべき方向は、自然との共生に配慮しながら、快適な環境の中で、町民すべてが生活する喜びを見出せる美しいまちづくりでありますので、各方面にフローラの町づくり事業を拡充してまいりたい考えであります。

環境問題は、避けて通ることのできない問題であり、町民一人一人が美しいまちづくりを意識し行動していくことが、大切なことでもあります。行政区の方々の協力を得ながら、ごみの1割減量運動、マイバッグ運動、資源物の再利用など、循環型社会の構築に向けた施策に地道に取り組み、美しいまちづくりに努めてまいります。

道路整備は、町民が安全で快適な生活を営む上で重要な施設であり、平成11年度から整備を進めてまいりました高久田・一貫線の開通、国道4号4車線化の早期着工を目指すとともに、東北道鏡石パーキングエリアへのスマートインターチェンジの設置計画に向けての社会

実験を図り、懸案の駅東土地区画整理事業につきましては、用途の変更、事業手法を4段階に分けて行う計画で、財政規模に見合った事業展開を推進する考えであります。

従来からの町の重点施策として取り組んでおります上下水道整備、生活関連道路、排水路整備事業、公園整備事業につきましては、快適な都市づくりのため、都市基盤整備は重要であり、さらに整備率を高めてまいります。

第2には、「元気づくり」として、「うるおいにあふれる 幸せなまちづくり」であります。

お互いの思いやりと優しさで助け合う人間関係を大切にし、健康で安心して暮らせる幸せなまちづくりを目指します。

少子化の進行や就労女性の増加等に伴い、子供の養育環境への住民ニーズも変化しております。また、児童虐待やいじめ、登校拒否等多くの児童問題が、行政への対応を求められております。これまでに、社会環境の変化に対応した保育サービス、子育て支援を図るため、保育所定員の増加、分園の設置、放課後児童クラブの設置、保育時間の延長などの充実に努めてまいりましたが、今後さらに、子供を持つ親が安心して働けるよう、児童福祉施策の充実向上を目指してまいります。

健康づくりにおいては、すべての町民が健やかで心豊かに生活できるよう、妊婦・乳幼児検査、各種健康診査、健康教室、相談・訪問指導等の健康づくり事業、介護予防事業等を生涯教育との連携を含め、諸施策の取り組みを積極的に進めてまいります。

人口の高齢化に伴い、要介護高齢者が増加する一方、家庭における介護の低下により、介護の問題が老後の最大の不安要因になっています。要介護状態にならないための施策として、今年4月から「地域包括支援センター」を設置し、成壮年期の段階から継続して健康対策、予防対策の指導充実に図り、健康面だけでなく、生きがいを持って、安心して楽しく暮らせるまちづくりを推進します。

第3には、「活力づくり」として、「やすらぎを求めて 伸びゆくまちづくり」であります。

鏡石町の恵まれた地域性を生かした産業の振興と地域整備により、活力ある伸び行くまちづくりを目指してまいります。

本町の農業経営形態は、稲作と野菜、果樹、畜産などを組み合わせた複合経営が多数であり、稲作以外の農業生産額が大きな比重を占めており、農家一戸当たりの生産農業所得は県内でも上位に位置しております。また、米の生産においては、コシヒカリ・ひとめぼれといった良食味米の作付割合が90%以上であります。銘柄米志向が一段と高まっていることから、鏡石においてもブランド米「牧場のしずく」の生産販売が始まりました。今後も、消費者のニーズにこたえた質の高いおいしい米づくりを支援してまいります。現在は、農産物需

要の不均衡、価格低迷、基幹的農業従事者の減少と高齢化などにより、農業生産額は年々減少しているため、時代を担う担い手の育成を図りながら、「鏡石町地域水田農業ビジョン」により、生産者が豊かな農地と気象条件を生かした高生産性農業の実現と、広域的な産地化に努力してまいりたいと考えております。

商業振興につきましては、都市間、地域間競争の激化、消費者ニーズの多様化、高度化など、商業をめぐる環境は変化しており、商店経営に新たな対応が求められてきております。引き続き、経営者自らの商店街環境整備など、活性化への取り組みに対し、指導機関であります商工会と協議を進めながら、その支援策を講じてまいりたいと考えております。

工業振興につきましては、経済情勢のやや上向きの傾向により、町の企業誘致事業計画も着々と進んでおり、今後も優良企業の誘致を積極的に推進してまいります。さらに、雇用の場の安定確保と地域活性化のため、最善の努力をしてまいります。

第4には、「人づくり」として、「うるおいを育む 心豊かな人づくり」であります。

家庭、学校、地域が連携した生涯学習や、文化の向上等による人づくり、生きがいを通して、心豊かなまちづくりを目指します。郷土にあって郷土を愛し、心豊かな町民性を培い、家庭を核として明るい社会を築くところに、未来のまちづくりが開かれるものと考えます。

人間教育を目指す学校教育を初め、社会教育、さらには、家庭教育の重要性を認識し、その環境づくりに努めてまいります。

学校教育につきましては、今の時代、他人への思いやりや命の尊さ、倫理観や正義感、価値観などを育むための教育が叫ばれております。こうした現況を踏まえまして、引き続き、児童、生徒の心の教育を重視した学習指導や生活指導に取り組んでまいります。また、21世紀に入り、ますますIT化が進展しておりますので、IT社会に対応した情報教育に取り組んでまいります。さらに、子供たちの健全育成と体験学習の充実、学校週5日制に対応した子供たちを取り巻く学習環境整備に努めてまいる考えであります。

生涯学習につきましては、「生きがいにあふれ 創造性豊かな たくましい町民の育成」を基本目標に、多様で高度化する学習ニーズと情報化にこたえるため、各種学級講座等の開設や学習活動の援助、文化創造活動のための学習の場と機会を提供してまいるとともに、各種社会教育団体の適正な指導、育成、援助など、さらなる社会教育の充実推進を図ってまいります。

特に、青少年育成につきましては、家庭内での子供に対する養育意識の希薄化、養育機能の低下や地域社会の無関心、社会環境の悪化など、青少年を取り巻く環境はよいとは言えない状況のため、青少年が健やかに成長するために、家庭・学校・地域一体となって健全育成と環境浄化に努めてまいります。

第5は、「地域づくり」として、「ともに築く 明るいまちづくり」であります。地域連帯感を深めるとともに、町民と行政が役割を分担し、だれもが進んでまちづくりに参加できるような明るい環境を築き、個性的でコンパクトなまちづくりを目指してまいります。

近年の地域づくりは、画一化した地域づくりから、個性や特色ある地域づくりへと変遷しており、本町の風土、人物、歴史、自然、伝統行事など地域資源を活用した自治体個性化事業及び創造的事業の展開を図ってまいります。

コミュニティ組織の中核を担っている行政区においても、都市化に伴う地域のつながりの希薄化等により、相互依存体系の再構築が求められているため、町民相互の交流や、自主的・主体的活動の支援ができるよう努めてまいります。

安全で住みよく、明るいまちづくりを進めるため、「自らの身の安全は自ら守る」防災知識の高揚を図るため、各種機会を生かし、防災意識の普及啓発に努めるとともに、地域安全条例のもと、防犯活動の充実強化、青少年犯罪防止活動の推進、暴力団排除運動の推進に努めてまいります。

情報通信技術化の飛躍的な進歩により、社会・経済のあらゆる分野で情報化が進展しているため、鏡石町でも、電子自治体化等の推進により、個人情報保護やシステムのセキュリティ対策の強化を図るとともに、ホームページ、行政広報を通じ、情報の発信になお一層努めてまいります。

行財政改革につきましては、これまでにない厳しい状況のもと、財政の運営において、平成18年4月に策定した第2次行財政改革大綱「集中改革プラン」を踏まえ、行財政改革の推進を柱として、税収のさらなる確保、受益者負担の適正化等の財源確保に努める一方、各種施策を推進してまいります。

以上、申し上げました5つの基本施策の実現に向けて、厳しい時代ではありますが、全力を傾注し努力してまいりますので、議員各位並びに町民の皆様のおなご理解とご協力をお願いする次第であります。

それでは、今定例会に提案いたしました議案等の概要を申し上げます。

報告第57号の繰越明許費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、第一小学校体育館改築事業等に係る報告をするものであります。

議案第194号の公の施設の指定管理者の指定につきましては、鏡石町老人福祉センターと屋内ゲートボール場の指定管理者の指定を、鏡石町社会福祉協議会に指定をするものであります。

議案第195号の鏡石町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税の一部改正に伴う条文の整理及び国保税収入見込額の増減による税率の改正を行うものであります。

議案第196号の鏡石町立第一小学校体育館改築工事請負契約の締結につきましては、地方

自治法第96条第1項第5号及び条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第197号区域外の町道認定につきましては、道路法第8条第3項の規定により、矢吹町から区域外の町道認定の協議に対し、承諾するものであります。

議案第198号の損害賠償の額の決定及び和解につきましては、鏡石町境85番48における地盤の不同沈下に係る裁判所の和解勧告に応ずるものであります。

議案第199号の平成18年度一般会計補正予算につきましては、鏡石町PA周辺活性化計画策定業務委託費、損害賠償請求事件賠償金等を補正するものであります。

議案第200号の国民健康保険特別会計補正予算につきましては、国保税の本算定に伴う減額調整を補正するものであります。

議案第201号の監査委員の選任につき同意を求めることにつきましては、現監査委員の荻原文博氏を再任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第202号の固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、現委員の今泉新平氏を再任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

諮問第3号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、新しく本町237番の高島民子氏を委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、今定例会に当たりまして、これからの4年間の町政担当に当たり、所信の一端を申し上げますとともに、提案いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

#### 請願・陳情の付議

議長（菊地栄助君） 日程第4、請願・陳情については、会議規則第86条の規定により、別紙文書付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

#### 休会について

議長（菊地栄助君） お諮りいたします。

議事の都合により、6月14日の1日間休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、6月14日の1日間、休会することに決しました。

#### 散会の宣告

議長（菊地栄助君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時45分

## 平成18年第13回鏡石町議会定例会会議録

### 議事日程(第2号)

平成18年6月13日(火)午前10時開議

- 日程第 1 報告第 57号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 2 議案第194号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 議案第195号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第196号 鏡石町立第一小学校体育館改築工事請負契約の締結について
- 日程第 5 議案第197号 区域外の町道路線の認定について
- 日程第 6 議案第198号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 日程第 7 議案第199号 平成18年度鏡石町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 議案第200号 平成18年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 議案第201号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第10 議案第202号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第11 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員(14名)

1番	仲 沼 義 春 君	2番	渡 辺 定 己 君
3番	今 駒 隆 幸 君	4番	根 本 重 郎 君
5番	大河原 正 雄 君	6番	柳 沼 俊 行 君
7番	今 泉 文 克 君	8番	木 原 秀 男 君
9番	菊 地 栄 助 君	10番	小 貫 良 巳 君
11番	藤 島 一 郎 君	12番	円 谷 寛 君
13番	円 谷 寅三郎 君	14番	森 尾 吉 郎 君

### 欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 政 雄 君	助 役	正 木 正 秋 君
収 入 役	大河原 直 博 君	総務課参事兼 課長	円 谷 光 行 君
税務町民課 参事兼課長	角 田 勝 君	健康福祉課長	遠 藤 栄 作 君
産 業 課 長	小 林 政 次 君	都市建設課長	椎 野 優 偉 君
上下水道課長	黒 津 政 美 君	教 育 長	齋 田 一 男 君
教 育 課 長	今 泉 保 行 君	出 納 室 長	八 巻 司 君
教 育 委 員 会 長	稲 田 耕 笮 君	選 挙 管 理 長	曾 根 巧 君
教 委 農 業 委 員 会 長	會 田 栄 夫 君		

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	面 川 武	主 任 主 査	大河原 久美子
-------------	-------	---------	---------

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（菊地栄助君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

会議規則第2条による欠席の届出者は皆無であります。

本日の議事は、議事日程第2号により運営いたします。

報告第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第1、報告第57号 繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君）〔報告第57号を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 皆さん、おはようございます。

ただいま上程いたしました報告第57号 繰越明許費繰越計算書について、提案理由を説明いたします。

本件につきましては、本年3月の第12回定例議会において議決をいただきました、平成17年度鏡石町一般会計補正予算（第6号）の第4条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものであります。次ページをお願いします。

款項目と説明を申し上げます。

3款民生費、1項社会福祉費については、老人センターのポイラー室であります。事業名は、アスベスト改修優良建築物整備事業であります。金額が155万円の繰越額でありまして、翌年度の金額も同額であります。内訳はごらんの記載のとおりでございます。

5款労働費、1項労働諸費については、勤労青少年ホームの軽運動場及び音楽室であります。事業名については同じでございます。金額が890万円で、翌年度繰越額も同額です。内訳は記載のとおりであります。

なお、このアスベスト関係については、ただいま繰越事業として発注の諸準備を進めております。

10款教育費、2項小学校費、第一小学校体育館改築事業費であります。3億6,420万円、

翌年度繰越額が同額でございます。内訳は記載のとおりでございます。

なお、発注につきましては、今定例議会において請負締結の運びとなっておりますので、よろしく申し上げます。

以上のとおり、報告いたします。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

報告第57号 繰越明許費繰越計算書についての件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

議案第194号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第2、議案第194号 公の施設の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第194号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 遠藤栄作君 登壇〕

健康福祉課長（遠藤栄作君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第194号 公の施設の指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、鏡石町老人福祉センターと鏡石町屋内ゲートボール場の指定管理者の指定につきまして、鏡石町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、その指定の方法については、第5条の公募によらない選定等の規定によりまして、鏡石町社

会福祉協議会を両施設の指定管理者として指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間につきましては、いずれも平成18年9月1日から平成21年3月31日までの2年7カ月であります。

以上、提案理由について、ご説明を申し上げます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

12番、円谷寛君。

〔12番 円谷 寛君 登壇〕

12番（円谷 寛君） 12番の円谷ですが、指定管理者の指定については、社会福祉協議会という組織というものは、一般の組織とは違いますから、一応それによらないということもやむを得ないのかなというふうに思いますけれども、ただ、この指定に当たっては、もっと条件とか、いわゆる料金といいますか、そういうものも付随して決められていかななくてはならないのではないかというふうに、私は思うんですが、その辺はどうなっているのか、お尋ねいたします。

議長（菊地栄助君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 遠藤栄作君 登壇〕

健康福祉課長（遠藤栄作君） 12番の議員の質問にご答弁申し上げます。

ただいまの条件等の関係でございますけれども、この件につきましては、6月に入りまして、社会福祉協議会の方から、「指定に関する申請書」ということについて、提出をいただいております。そういう中で、いろいろ条件ありますけれども、その中での事業計画とか、管理の経費の縮減等々について記載されたものがあります。そういう中で、今回の基本的な部分については、いわゆる17年度の実績、いわゆる町で行いましたその実績に基づいて、若干それを下回った金額で、後で、一般会計の債務負担行為の中で金額が出てまいります。そういう中で、17年度の実績より若干少ない数字で提出をされたということで、そのような内容で契約をしたいという考え方でございます。

以上であります。

議長（菊地栄助君） ほかに。

6番、柳沼君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） ただいまも、17年度実績で今回、公の施設の指定管理者指定を行うという議案を出されたわけであります。町としては、指定管理者を導入するに当たって、やはり、効率、効果というものを当然求めるわけであります。それで、後から補正で出ますが、18年から20年までで1,180万。それで、今までの予算の中から言いますと、約555万、そして屋内ゲートボール場については、合計で約130、140万くらいですか、の内容なわけであります。どこまで委託するのか、例えば、施設全体か、それとも、その中の一定の、分けて委託するのか。というのは、施設には当然、保険料とかあるいは管理運営に当たるもろもろの経費があるわけであります。その部分はどのようにするのか、そういう細部にわたってはどうか、あわせて伺っておきます。

議長（菊地栄助君） 質問に対する答弁を求めます。

福祉課長。

〔健康福祉課長 遠藤栄作君 登壇〕

健康福祉課長（遠藤栄作君） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

17年度の実績ということで、先ほど申し上げましたけれども、この後で申し上げます債務負担行為でありますけれども、1,180万5,000円が老人センター、そしてゲートボール場が61万7,000円という金額でございますけれども、この金額については先ほど大まかに、いわゆる17年度の実績をもとにして行ったということであります。そういう中で、17年度の委託料の実績が517万2,000円が老人センター、そしてゲートボール場が24万3,000円の委託料を社会福祉協議会の方にお支払をしまして、運営をまいりました。そういう中で、今回の基礎につきましては、それらをもとにしまして、19年度の中身で申し上げますと、例えば、支出の予定額を485万と予定しました。そういう中で、収入が、いわゆる手数料が入ります。これについては、手数料については社会福祉協議会の収入にすると、前も説明したとおりであります。そういったことから、それを差し引いた残り457万、これが1年間の指定管理者の料ということで定めまして、18年については残り7カ月分、そして20年度が同じく457万と、そういった内容にさせていただきます。

あと、ご質問の中身については、現在委託している内容、そのままについて、指定管理者の委託料ということにさせていただきます。そういった中では、消耗品費とか燃料費、賃借料、光熱費、修繕費、そして役務費、委託料と、先ほど言われた消防点検と、そういったものの委託料も含まれてございます。

以上であります。

議長（菊地栄助君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第194号 公の施設の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第195号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第3、議案第195号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君）〔第195号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第195号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

5ページになります。

鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

このたびの条例の一部改正につきましては、医療分の税総額を据え置くことを基本に、増加傾向にある介護納付金の財源確保のために、税率の変更をするものであります。

改正内容につきまして、ご説明を申し上げます。

第3条第1項につきましては、医療分に関する規定でありまして、所得割額を「100分の7.02」から「100分の7.85」に改めるものであり、第4条中は、資産割額を「100分の30」から「100分の23」に改めるものであります。

第5条につきましては、均等割額を「2万8,300円」に改め、第5条の2は、平等割額を「3万2,000円」に改めるものであります。

第6条は、介護納付金に関してのものでありまして、所得割額の「100分の0.69」を「100分の1.34」に改め、第7条中の資産割額を「100分の3.30」に改め、第7条の2の均

等割につきましては、「5,120円」を「6,500円」に、また、第7条の3の平等割額につきましては「5,500円」にそれぞれ改めるものであります。

第13条第1項第1号につきましては、7割軽減に関する規定でありまして、医療分の7割軽減の均等割額を「1万9,810円」に、平等割額を「2万2,400円」に、また、介護納付金の均等割額を「4,550円」に、同じく平等割額を「3,850円」にそれぞれ改めるものであります。

同条第1項第2号につきましては、5割軽減の規定でありまして、医療分の5割軽減の均等割額を「1万4,150円」に、平等割額を「1万6,000円」に、また、介護納付金にしましては、均等割額を「3,250円」に、平等割額を「2,750円」にそれぞれ改めるものであります。

同条第1項第3号につきましては、2割軽減の規定でありまして、医療分の均等割額を「5,660円」に、平等割額を「6,400円」に、また、介護納付金の均等割額を「1,300円」に、同じく平等割額を「1,100円」にそれぞれ改めるものであります。

附則としまして、改正条例の施行期日を公布の日と定め、適用区分として平成18年度以後の年度分のものについて適用とし、以前のものについては従前どおりとする規定であります。

以上、ご説明いたしました。ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第195号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第196号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第4、議案第196号 鏡石町立第一小学校体育館改築工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君）〔第196号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長。

〔教育課長 今泉保行君 登壇〕

教育課長（今泉保行君） ただいま上程されました議案第196号 鏡石町立第一小学校体育館改築工事請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの工事請負契約は、去る6月6日に執行した22社参加による制限付一般競争入札により、契約金額及び契約の相手方等が決まりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容であります、1、契約の目的、鏡石町立第一小学校体育館改築工事。

2、契約の方法、制限付一般競争入札。

3、契約の金額、2億9,295万円。

4、契約の相手方、福島県郡山市富田町字権現林3番地の4、株式会社オオバ工務店、代表取締役大場周造。

5、工期、契約発効の日から平成19年2月28日までとなっております。

以上、提案理由をご説明申し上げます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

14番、森尾吉郎君。

〔14番 森尾吉郎君 登壇〕

14番（森尾吉郎君） それでは、議案第196号について、お尋ねをしておきたいと思いません。

今回、非常に厳しい中においての鏡石町第一小学校の体育館を、今回、単年度事業として工事を行うということに相なったわけでありまして、そういう関係で、今回、この第一小学校の体育館、この管内においては、須賀川市では仁井田中ですね。鏡石と、この管内には2つの体育館ができるようでありまして、今回の入札においては、制限付一般競争入札というように、そういう入札の方法をとったわけでありまして、それで、契約の金額を見ますと、非常

にこう安く、安いのはいいかなと思いますけれども、非常に安く請負になっております。そういう関係から、このオオバ工務店というものに対しては請け負った以上は、責任を持った工事をやらなくてはならないということに相なります。そういう関係から、この22社の中において、その中から1社が選ばれたわけでありまして、この事業に対しては、本体工事のみプラス電気、排水設備とこういうふうに工事の中には含まれるわけなんですけれども、この2億9,200万の中において、本体工事だけのものか、あるいは電気とか設備関係は別個に入札されるものかどうか、この点お尋ねしておきたいと思います。

議長（菊地栄助君） 質問に対する答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 今泉保行君 登壇〕

教育課長（今泉保行君） 14番議員のご質問にお答えいたします。

このたびの工事請負につきましては、本体工事の中に電気、設備、さらには渡り廊下建築等を含めまして、すべて一体的に発注する形態で契約締結をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） ほかに。

14番、森尾吉郎君。

〔14番 森尾吉郎君 登壇〕

14番（森尾吉郎君） それから、1社においての入札になったわけでありましてけれども、前は、やっぱり1億、2億、3億となりますと、AプラスB、ジョイント方式というやつをとってやった事業があります。今回はそういう方式をとらないで、あくまでもその制限付一般競争入札の中で、この1社がとったということになって、そうしますと、他の議員からも出ているように、本町にもそれなりに多少の業界があります。そうした本町の業界の皆さんに、そういう下請という、なる仕事等を、やっぱり、入札においては、このオオバ工務店に対してお願いをしてあるのかどうか、この点をお伺いしておきたいと思います。

議長（菊地栄助君） 答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 今泉保行君 登壇〕

教育課長（今泉保行君） 14番議員の再質問にお答えします。

下請等についてお願いしているのかということですが、これにつきましては、私どもの承知するところではありませんで、今後、その下請関係については、手続等によりまして、そのオオバ工務店の方から申請等があった段階で判断していくということになるかと思っております。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） ほかに。

4番、根本重郎君。

〔4番 根本重郎君 登壇〕

4番（根本重郎君） 4番の根本でありますけれども、2点ほどお聞きしたいと思います。

1つは、最低制限価格を設けていると思うんですけれども、入札終わったので、公表できるかなと思うんですけれども。

あともう1つは、これからもしここで議決されて、工事が始まるといった場合には、中間の検査等もあるかと思うんですけれども、これは、何回くらいどのようにだれがやるのか、とりあえず2点お聞きいたします。

議長（菊地栄助君） 質問に対する答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 今泉保行君 登壇〕

教育課長（今泉保行君） 4番議員のご質問にお答えいたします。

今回の入札に当たりましては、最低制限価格を設定させていただきました。その金額については、公表はできないということになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

また、中間の検査関係ですが、今回、工事請負に当たりましては、工事監督業務等も委託しております。さらには、今後、監督員等を設置する予定になっております。この工事に当たりましては、随時、その他工事の中間時に検査等を実施するというところでございますので、現段階で、何回というようなことは決めてございません。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） 4番、根本重郎君の再質問の発言を許します。

〔4番 根本重郎君 登壇〕

4番（根本重郎君） 再質問をさせていただきます。

予定価格3億4,499万2,200円と、細かく設定しております。この金額が2億9,295万、5,200万くらいの減でありますけれども、落札率が多分85%くらいかなと思うんですけれども、この予定価格の設定、これは多分、担当課かどこかでやるのかと思うんですけれども、どこでやったのか、ちょっとお聞きしたいんです。というのは、例えば、予定価格が高めに見積もってあるという、そうした場合に、入札が、落札率が85%でも、高く設定されているというおそれもあります。

〔「議長、携帯を持っている人がいます」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 注意しておきます。携帯は議場に入れないように。

4番（根本重郎君） というのは、例えば、予定価格が今回の入札金額と同等くらいに設定

されたといった場合には、今の金額よりも下がる可能性が考えられると。要するに、契約の金額が2億9,295万だけれども、それに近い予定価格を設定しておけば、例えば落札率が95%、98%でも、これよりは安くなるのではないかなと。落札率が予定価格と近くなると、よく談合しているのではないかなというような話もありますけれども、やはり、予定価格、ある程度、大目じゃなくて、適正な落札に近いような金額で設定できれば、もっと下がると。要するに、さっき、最低価格は教えられないというような、答弁があったと思うんですけれども、逆に言えば、最低価格でも入札はできて、オーケーになるというふうなことも考えられるので、ひとつその辺はどうなのか、お伺いします。

議長（菊地栄助君） 質問に対する答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 今泉保行君 登壇〕

教育課長（今泉保行君） 4番議員の再質問にお答えいたします。

予定価格の設定、決定であります。これは、ご承知のように、町長が決定するものでありまして、町長がその設計額等を斟酌し、その経済状況等を斟酌した中で、その適正な予定価格を設定していくということになるかと思えます。

今回、その入札に当たりましては、いわゆる落札価格に対しまして、その積算根拠を明確にしてほしいということで、それぞれ内訳を提出させていただきました。それはなぜかと申しますと、異常な低価格において、いわゆる本当にその工事ができるのかというようなところを審査するために、出していただきました。ですから、極端に言えば、ダンピング的なことも防止しなければならないというのが、今回の考え方の根拠になります。でありますので、すべからず予定価格を下げれば、さらに入札価格が下がるというものではないというふうに理解しております。

以上、ご答弁にかえさせていただきます。

議長（菊地栄助君） ほかに質疑はありませんか。

12番、円谷寛君。

〔12番 円谷 寛君 登壇〕

12番（円谷 寛君） 12番ですが、今回の制限付一般競争入札ということで、これは、今までの指名と違うから、参加企業が多くなっていないんですけれども、一応、22社の参加企業の内容を、企業名をひとつ教えていただきたいと思えます。

議長（菊地栄助君） 答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 今泉保行君 登壇〕

教育課長（今泉保行君） 12番議員のご質問にお答えいたします。

参加企業名等につきましては、入札の翌日から、いわゆる公表をしておりますので、総務課の方でご閲覧いただければありがたいなと思います。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第196号 鏡石町立第一小学校体育館改築工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第197号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第5、議案第197号 区域外の町道路線の認定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第197号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課長（椎野優偉君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第197号 区域外の町道路線の認定について、提案理由のご説明を申し上げます。

8ページをごらんいただきたいと思います。

本件の協議につきましては、起点が鏡石町南町707番2、終点が鏡石町南町706番、延長が80メートル、幅員が7メートルで、当町の1級町道大山・南町線から矢吹町の1級町道三城目・牡丹平線に接続している道路でございますが、当町並びに矢吹町でも町道として認定しておりませんでした。本路線は矢吹町の幹線道路に接続いたしまして、矢吹町民の生活に

直結していることなどから、地域社会の事情をかんがみ、矢吹町が町道として認定したいとの道路法第8条第3項に基づく承諾依頼がございまして、調査・協議を進めてまいりましたが、当町においても支障となることはないことから、この区域外の町道路線の認定について承諾したく、道路法第8条第4項により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議を賜りまして、議決賜りますようお願いいたします。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第197号 区域外の町道路線の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第198号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第6、議案第198号 損害賠償の額の決定及び和解についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第198号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） ただいま上程されました議案第198号 損害賠償の額の決定及び和解について、提案理由を申し上げます。

先月31日に福島地方裁判所郡山支部において、第19回不同沈下に係る損害賠償の裁判の公判が行われ、裁判長より、次のとおり和解勧告が示されました。

原告側でも和解勧告の指示に応じることになりました。町では、弁護士と協議の結果、それに応じたいということでもあります。よって、町は鏡石町境85番48における地盤の沈下について、次のとおり損害を賠償し、和解する。

1、損害を賠償し、和解する相手の住所及び氏名。鏡石町境85番地48、川名武雄。

2、損害賠償の額については、800万円。

3、争いの実情につきましては、原告川名武雄は、昭和62年3月24日、町から宅地を買い受け、自宅を新築したが、平成15年9月ころまで建物が傾き、基礎や塀にひびが入る状況になった。

その原因を調べたところ、本件土壤中に硫酸カルシウムや木材等があり、地盤が沈下したと。町で宅地造成するとき、これらの産業廃棄物を除去しなかったからにほかならない。

これまでの調査費用及び建物の補修、地盤の整備等に合計金1,586万8,839円を要したとし、売買による瑕疵担保責任として、町に損害賠償を請求したものであります。

4、和解の内容については、本件については、損害賠償の額を上記のとおりとし、各当事者は、ともに将来にわたり一切の異議申し立て、請求、訴訟は行わないということでありませぬ。

以上、説明をいたしました。審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。  
議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

12番、円谷寛君。

〔12番 円谷 寛君 登壇〕

12番（円谷 寛君） 12番の円谷ですが、私は、前々からこの問題については、町がこの問題のある土地を売ったわけですから、その責任は当然、これは負わなければならないんじゃないかということで、申し上げてまいりました。それで、この関係では、今、補正予算の方にも補償補てん及び賠償金ということで800万円と同時に、委託料として70万4,000円の、訴訟代理人に委託料として弁護士費用が入っているわけですがけれども、今まで20回にわたる公判をして、かなりの町の支出がされていると思いますけれども、今までのこの裁判にかかった費用について、全体でどのくらいかかっているのかを明らかにしていただきたいと思ひます。

議長（菊地栄助君） 答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 12番の議員の質問にお答えします。

この裁判の費用につきましては、最初に着手金ということで69万7,498円、そして、このたび70万3,500円、合わせて140万998円というふうになります。

以上です。

議長（菊地栄助君） ほかに。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第198号 損害賠償の額の決定及び和解についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第199号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第7、議案第199号 平成18年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第199号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

助役。

〔助役 正木正秋君 登壇〕

助役（正木正秋君） ただいま上程されました議案第199号 平成18年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの歳入歳出予算の補正は、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,335万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億2,386万4,000円とするものでございます。

また、第2条では、11ページの「第2表 債務負担行為補正」のとおり、指定管理者である鏡石町社会福祉協議会が行う施設管理の業務に係る費用としての債務負担行為を2件追加するものであります。

詳細につきましては、12ページからの事項別明細により説明いたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

助役（正木正秋君） 以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

12番、円谷寛君。

〔12番 円谷 寛君 登壇〕

12番（円谷 寛君） 補正予算について、若干お尋ねをいたします。

14ページの8款の土木費、3項都市計画費の中の4目公園費ですね、40万円。40万円で時計を修理するということなんですけれども、今、時計というのは、何か大分安くなっているんですね。それで、我々、日常生活に使うのは、5,000円くらいからですね、私も区長をやって、記念品にもらったんですけれども、5,000円くらいで、電波時計という全く狂わない時計があるんですね。売っているんですね、市販で。これ、40万円とはどういう時計の修理の仕方をするんだかわからないですけれども、もう少し安くてもいいものが買えるんじゃないか、そういうふうに我々はこう考えるわけなんですけれども、その辺は検討されたのかどうかを、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

以上です。

議長（菊地栄助君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課長（椎野優偉君） 12番議員のご質問でございますが、確かに、購入する場合には、安価で購入できる時計がございますけれども、現在の不時沼公園にございます時計につきましては、起動式ということで、中に起動、それからバッテリーによって起動して、両方から見えるような時計の構造になってございます。確かに、購入すれば安価で購入できるわけでございますが、このたび、地元の住民からもぜひ修繕をしてほしいというようなことがございました。それだけ、今設置されている時計につきましては、地域住民の方に、その生活の中で密着した時計になっているのかなということもございまして、今回、修繕をしたいということで計上いたしました。内容をご理解いただきまして、議決賜りますようお願いをするものでございます。

〔「壊れたのか」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 12番、円谷寛君の再質疑を許します。

〔12番 円谷 寛君 登壇〕

12番(円谷 寛君) ちょっとしつこいようなんですけれども、その今の時計ですね、全部新しくした場合は、今の時価でどのくらいかかるものか、その辺をお調べになったことがあれば、教えていただきたいと思います。

議長(菊地栄助君) 答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課長(椎野優偉君) 12番議員のご質問でございますが、新しくつくった場合、見積もりでございますが、数社から見積もりを徴集いたしましたところ、約80万円前後かかるということでございます。

議長(菊地栄助君) ほかに。

14番、森尾吉郎君。

〔14番 森尾吉郎君 登壇〕

14番(森尾吉郎君) それでは、補正予算についてお尋ねをしていきたいと思います。

今回、都市計画費、土木費、そして都市計画総務費、その中で、スマートインターですね、ICの調査事業となります。町は、いろいろな事業を起こす前に調査をし、実施に完全に移った場合と、どうしても途中で、調査費を使って実施しないやつがあります。そういう関係で、今回は、IC関係の調査となっておりますけれども、この調査を期限つきで、この金額によって調査するのかどうか、そして、調査したものを、どの期間に、そして、皆さんに報告する時期は、どの時期に報告できるものかどうか、この点をお尋ねしておきたいと思います。

議長(菊地栄助君) 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課長(椎野優偉君) 14番議員のご質問にご答弁申し上げます。

この業務委託につきましては、過日の全員協議会でも申し上げましたが、国土交通省東北地方整備局への要望という中での実施計画書の作成ということで、9月上旬ごろまでに要望したいということで、ご説明を申し上げます。期限つきというようなことですが、この要望に間に合うように、この計画書を作成することになるわけですが、その後も、本省の方への要望というようなことでの計画書ということでもなっておりますので、その中で、また、この計画書の見直し等があれば、この業務委託の中でお願いをしながら事務を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、その中身についてのその公表ということでございますが、これにつきましては、要望した段階、あるいはそれ以前にある程度こういう計画書になるというようなことで、公

表すべき時期が参れば、その時点で検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（菊地栄助君） ほか。

12番、円谷寛君。

〔12番 円谷 寛君 登壇〕

12番（円谷 寛君） 12番ですが、今の森尾さんの質問に関連するわけですが、スマートインターチェンジ設置調査事業ということで、これだけの予算を、390万を計上しているわけですが、私は前から申し上げているわけですが、町の、これは大きな事業の転換を意味するわけですね。今までは、桜岡のいわゆるこのインターチェンジということで、町の総合開発計画の中で位置づけをして、そして促進協議会をつくってやってきているわけですね。ですから、これ、スマートインターチェンジに切りかえるに当たって、やっぱり、町内の事務の整理といいますか、そういう、総合開発計画の中の位置づけが、やはり、スマートインターチェンジをやるんだということを明確にしながら、その辺の見直しを含めて、前の事業はやはりきれいに清算をしていくと、こういうことが同時に並行的に進められなければならないのではないかというふうに考えるわけですが、その辺についての見解をお伺いいたします。

議長（菊地栄助君） 答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課長（椎野優偉君） 12番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

過去の開発インターチェンジの促進ということで、推進協議会なども組織をいたしまして、取り組んでまいりました。その中で、以前に議会でもご承認をいただいているところでございますが、事業費等の関係から休止をせざるを得ないというようなことでの経過がございましたけれども、平成16年からスマートインターチェンジの社会実験といいますか、そういったものがございまして、町としましても、開発インターの計画を促進してきたというような経過から、この事業に取り組んできたということで、私も昨年からの事務に携わってきたわけですが、今年度になりまして、国土交通省郡山国道事務所との協議の中でも、スマートICの社会実験の要望を出してくれというような状況にまでこぎつけたということでございます。

そういう状況の中で、今回の補正、調査業務委託ということでの補正をお願いするわけですが、今後、前の開発インターの協議会で進めてまいったこの内容を精査をしながら、この計画に反映できるものについては反映させながら、進めてまいりたいということで、今回の費用につきましても、通常ですと、この額では到底できない委託料でございますので、そういった前の資料を精査しながら、必要最低限の実施計画書、そういったものをつくって

いくということでの予算計上でございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

議長（菊地栄助君） ほかに。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第199号 平成18年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第200号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第8、議案第200号 平成18年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第200号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） ただいま上程されました議案第200号 平成18年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正の内容につきましては、案分率の改正に伴う税負担緩和を図るため、平成17年度の剰余金を給付費に充てるものでありまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,309万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,031万1,000円とするものでございます。

補正の詳細内容につきまして、20ページからの事項別明細によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 以上、説明を申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第200号 平成18年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第201号の上程、説明、意見、採決

議長（菊地栄助君） 日程第9、議案第201号 監査委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君）〔第201号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） ただいま上程されました議案第201号 監査委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

鏡石町監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定によって議会の同意を求めるものであります。

現委員であります荻原文博氏の任期が来月4日をもって満了になることから、再任をお願いしたいため、提案するものであります。

荻原文博氏は、株式会社常陽銀行での検査役など豊富な経験を踏まえ、平成10年7月5日から2期、その職務に精励し、その卓越した監査能力と手腕・力量は高く評価され、知識・経験を有する者として、本委員に最適任者であると思っておりますので、同意賜りますようよろし

くお願い申し上げ、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

本案については、再任でありますので、意見を省略し、直ちに採決いたします。

議案第201号 監査委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（菊地栄助君） 起立多数であります。

したがって、監査委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

議案第202号の上程、説明、意見、採決

議長（菊地栄助君） 日程第10、議案第202号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君）〔第202号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） ただいま上程されました議案第202号の固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

鏡石町固定資産評価審査委員会委員に、次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定によって議会の同意を求めるものであります。

現委員であります今泉新平氏の任期が、今月30日をもって満了になることから、再任をお願いしたいため、提案するものであります。

今泉新平氏は、昭和57年7月1日から8期、その職務に精励し、その識見と卓越した専門的知識は、多くの方がひとしく認めるところであります。誠実にして公平な方であり、本委員に最適任者であると思っておりますので、同意賜りますようよろしくお願いを申し上げ、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

本案については、再任でありますので、意見を省略し、直ちに採決いたします。

議案第202号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（菊地栄助君） 起立全員であります。

したがって、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

諮問第3号の上程、説明、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第11、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君）〔諮問第3号を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） ただいま上程されました諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

このたび、二階堂愛子氏が任期満了により退任されたことにより、新たに本町237番地の高島民子氏を委員に推薦したいため、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって議会の意見を求めるものであります。

高島氏は、福島大学教育学部を卒業され、昭和46年から昨年3月まで小学校教諭を勤められました。長年において学校教育一筋に情熱を傾け、教員として豊富な経験を持ち、人柄もよく、地域住民の信頼、人望も厚く、人権問題にも強い関心を持たれております。委員として推薦したいので、ご意見を賜りたくお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

本案に対する意見は、1名を適任者として推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、推薦することに決しました。

散会の宣告

議長（菊地栄助君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前 11 時 12 分

## 平成18年第13回鏡石町議会定例会会議録

### 議事日程(第3号)

平成18年6月15日(木)午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 請願・陳情について  
各常任委員長報告
- 日程第 3 決議案第6号 閉会中の先進地行政視察調査について
- 日程第 4 議会運営委員会所管事務調査の申出について
- 日程第 5 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について
- 日程第 6 議案第203号 助役の選任につき同意を求めることについて

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6まで議事日程に同じ

- 追加日程第 7 意見書案第45号 社会保障制度の一体的改革を求める意見書(案)
- 追加日程第 8 意見書案第46号 地方財政の充実・強化を求める意見書(案)
- 追加日程第 9 意見書案第47号 「医療制度改革法案」の廃案を求める意見書(案)
- 追加日程第10 意見書案第48号 地方交付税の充実・確保に関する意見書(案)
- 追加日程第11 意見書案第49号 障害者自立支援法の施行にともなう諸問題についての  
意見書(案)

### 出席議員(14名)

1番	仲 沼 義 春 君	2番	渡 辺 定 己 君
3番	今 駒 隆 幸 君	4番	根 本 重 郎 君
5番	大河原 正 雄 君	6番	柳 沼 俊 行 君
7番	今 泉 文 克 君	8番	木 原 秀 男 君
9番	菊 地 栄 助 君	10番	小 貫 良 巳 君
11番	藤 島 一 郎 君	12番	円 谷 寛 君
13番	円 谷 寅三郎 君	14番	森 尾 吉 郎 君

### 欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 政 雄 君	助 役	正 木 正 秋 君
収 入 役	大河原 直 博 君	総務課参事兼 課長	円 谷 光 行 君
税務町民課 総括主幹兼 グループ長	飛 沢 栄四郎 君	健康福祉課長	遠 藤 栄 作 君
産 業 課 長	小 林 政 次 君	都市建設課長	椎 野 優 偉 君
上下水道課長	黒 津 政 美 君	教 育 長	齋 田 一 男 君
教 育 課 長	今 泉 保 行 君	出 納 室 長	八 卷 司 君
教 育 委 員 会 長	稲 田 耕 笮 君	選 挙 管 理 長	曾 根 巧 君
教 委 員 会 長	會 田 栄 夫 君	選 挙 委 員 会 長	
農 業 委 員 会 長			

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	面 川 武	主 任 主 査	大 河 原 久 美 子
-------------	-------	---------	-------------

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（菊地栄助君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

会議規則第2条による欠席者の届出は皆無であります。

本日の議事は、議事日程第3号により運営いたします。

一般質問

議長（菊地栄助君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

木原秀男君

議長（菊地栄助君） 初めに、8番、木原秀男君の一般質問の発言を許します。

8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

8番（木原秀男君） 皆さん、おはようございます。

8番議員、木原秀男でございます。

6月定例会一般質問を通告にしたがいまして、質問させていただきます。

またしても一番バッターとなりまして、非常に感激しています。本当は4番バッターの方がよかったんですが、4番バッターは若手のホープ今駒議員です。それでは、余計なことはこのくらいで、ここ2、3ヶ月の間に発生した事柄につきまして、のべさせていただきます。

過日の町長選挙におきましては、無競争で当選されまして誠におめでとうございます。

あらためまして心より御祝い申し上げます。

やはり、3期12年の実績が物を言ったわけでありますが、翌日の「福島民報」や「阿武隈時報社」の欄に、町長の4期目の抱負について語られておりましたので、それについて、ちょっと気づいたところを申し上げたいと思います。

私が何年か前にこの議場におきまして、町長の座右の銘はとお聞きしましたところ、「乾坤一擲」と答弁されました。ところが、今回の4期目の抱負の中では、座右の銘といたしまして「一視同仁」となっておりました。一視同仁とは、すべての人を差別せず、平等に接すること、中国の詩人韓愈の言葉ですが、一発勝負から四隅を照らす心境になられたことは、一国一城の主として成長されたなと感心したところでございます。

それにもう一言「不偏不党」、「公平無私」の立場を堅持し、町民との対話をもとに、町

づくりを目指すとなりました。この意味も言うまでもなく、どの主義にも偏らず公平中立の立場をとり、だれにもこびず、えこひいきをせず、町政を行うということでございます。町長としての仕上げの時期かな、円熟期に入ったのかなと感じた次第でございます。

大変私ごとで恐縮ですが、私自身も振り返ってみれば、よその町から来た人間でございます。当初は確かに違和感、戸惑いもございましたが、そういう時期に、子供を通じてスポーツと知り合い、ずるずると三十数年ボランティア活動を続けておる男でございます。確かに、だれにでも当初の戸惑い、違和感は当然としても、自分としては、この町は性に合っていたのかなと振り返っております。住んで住みよい町であったのもあったのかもかもしれませんが、そういうふうな住みよい町は、衣食住の環境、また教育環境の問題、税金の問題など、いろいろあると思いますが、何より一番大事なことは、行政側の不偏不党、公平無私であることが大切ではないかと思っております。皆さんの家族、親族も、今の世の中、日本のどこかにあるいは世界のどこかに行く可能性がなきにしもあらずでございます。そして、その行った先、町では、住んで住みよい町であろうと、私は願うわけでございます。いわゆるそれが住めば都となるわけだと思えます。今後も、この町は交通の便のよさも手伝って、イオンや新しい企業の進出もあります。ますます人と人との交流が活発になるはずで、そのためにも、うるおいとやすらぎのある美しい町をつくるために、町長は、「都市」、「元気」、「地域」、「人」、「活力」の5つの柱を軸にコンパクトシティの町づくりを目指す、熱く抱負を語っておられました。私も議員としての立場を堅持し、初心忘るるべからず、町民に対して滅私奉公のつもりで頑張り抜く所存でございます。

本題に入らせていただきます。

1つは行政運営ですけれども、境土地区画の今後の方針について。

2つ、伝承芸能について。

3つ、東京かがみいし会の進展について。

4つ、「フローラの街づくり」について。

5つ、教育改革と幼、小、中学校の独自の英語教育について、順次お尋ね申し上げます。

1つ、境土地区画事業についての町側の今後の方針について、お伺い申し上げます。

町の考え方は、先の定例会において、今泉議員の質問に対して、懇切丁寧に助役さんの答弁がございました。おおむね承知しております。しかしながら、町長自らの口から自らの方針を伺いたい、私は思っております。なぜなら、一般町民は、なぜ組合施行の事業に町が支援しなければならないのかということが、はっきりわかっておりません。しかも、町の都市計画に基づく町づくりの一端として多額の1億円を出しておきながら、それにまたという素朴な意見がございます。境土地の保留地を買った組合員でさえ、契約内容がわかっているのかいないのか、それとも知らぬのか、はっきり言ってわからない方たちがございます。議

会のやりとりや答弁だけでは、一般町民は関心は持っておりますが、なぜなんだろうという人が多いのも事実であります。これを、我々や町も、町民に説明する責任はあると思います。アカウントビリティーですね。昭和59年12月25日第1回市街地整備計画説明会から平成4年8月10日総会まで、実に8年を経過して、念入りに討議・会議を重ね、当時の町づくりとして注目され、しかも、時代の変遷によりこのような苦境に陥ったわけでございますから、境土地組合の方たちのためにも、町民のためにも、早急に解決しなければならない問題ではないかと憂えております。町側と組合側に、お互いに全面的な真の約束があったとは聞いておりますが、今になっては知る由もございませんが、最終的には事業完了までこぎつけられなかったことは、どこに責任があるのか、大いに反省しなければならないことです。町民の血税を使うのでありますから、町民の理解が得られるように説明しなければならないということでもあります。

ここで質問いたします。組合側の努力、そして今後の方針とはどのようなものか、お聞きします。また、金融機関との交渉は進んでいるのか。それに加えて、町の今後の方針はどのように考えているのか、お伺い申し上げます。

2つ、伝承芸能の継承についてお伺い申し上げます。

日本は、北は北海道から南は沖縄まで四季折々の季節がありまして、風景がございます。その地方独特の生態系があり、伝承芸能があります。それが、近年外来種といういろんな動植物が入り、日本の生態系を乱しております。日本の伝承芸能もそうでございますが、各地の伝承芸能は、何百年あるいは何千年という気の遠くなるような歴史を経て、各地に根を生やし、受け継がれてきております。それがここに来て、YOSAKOI踊りや阿波踊りの変形などの踊りがあられ、若者を魅了し、エネルギーをそちらの方向に向けられております。そんなことで、地域独特の伝承芸能といいますが、盆踊り等は忘れ去られようとしております。「YOSAKOI踊り」や「オランダ祭り」もすばらしい。しかし、ふるさとの芸能や盆踊りも大切にしなければならないはずで。毎年そうですが、盆踊りの季節になりますと、暑い夏の夕方になればどこからともなく聞こえてくる太鼓の音、今年もまたふるさとに帰ってくる帰省客の懐かしいイベントとなっております。それをむしろ楽しむために帰ってくる帰省客もおられるということでございます。そして、生きていることに感謝し、先祖を大切に年中行事となっております。日本全国、金太郎あめと同じようになってはならないと、私は思っております。そして、農業後継者の不足や、また社会構造の変化により、各地の主催者は苦戦しております。伝承芸能の継承について、町当局はどのように考えて指導していただけるのか、お伺い申し上げます。

3つ目、東京かがみいし会の進展についてお伺い申し上げます。

毎年会に出席するごとに、都会の会員数が減ってきていることを心配しております。会の

事務局が向こうにあるからといって、こちらは手をこまねいていられる状況ではないことは、火を見るより明らかでございます。確かに高齢化し、毎年毎年来る顔ぶれは決まっているようでございますが、しかも2代目、3代目と、しっかりしていなければ、なかなか出席したくても出席できないというふうなことが事実上のようでございます。昔のように交通事情が悪いときならいざ知らず、昔は、なかなかふるさとに簡単には帰ってこられない時代は、年に1回のこの会を楽しみにしていたという会員の方もおられました。今は新幹線で1時間半や2時間、また自動車でも2時間、3時間で来られますし、携帯電話やあらゆる情報網が発達している時代になりまして、そんなに別に改めて集まる必要はないんじゃないかというふうな話もお聞きします。仕方なく惰性で出席している人もおられるようです。いわゆる新鮮味がなくなった、マンネリ化しているということでございます。

このマンネリ化を打破するにはどうすればよいかということでございますが、昨年のように、こちらから何人かを募って連れていきまして交流を深め、少しでも活性化させ、今年もそのようなアイデアを持っていただき、もちろん年齢別に、男女別にというふうなことでもございましょうか、声をかけ合って、そして、東京におられる、関東におられる方に連絡をして、ぜひ参加していただきたいというふうな声をかけて、少しずつ若返り、活性化させていきたいと思うものでございます。東京かがみいし会は絶対になくしてはならないと私は思います。東京かがみいし会の当局の今後の進展の考え方をお伺い申し上げます。

4つ目、「フローラの街づくり」についてでございます。

花のある風景は平和の象徴でございます。だれもがきれいな花を見て怒る人はおりません。町長の4期目の抱負の中にも、「フローラのまちづくり」について奨励しております。しかし私は思うのですが、なぜ人間は環境のよさばかり、大切さを知りつつも、反面自らこの手で地球環境を汚しているのかということでございます。まあそれが人間のエゴだと言ってしまうとおしまいでございますが、そうではなくて、いろんな面でその「フローラのまちづくり」を、花咲く町を応援したいと思っております。

6月5日は、国連が提唱する世界環境デーでございました。日本では環境の日とされておりました。平成5年に環境基本法が制定され、多くの国民に環境保全について関心を深めていただくために、積極的にそれらを活動することに、また参加することに意欲を燃やして、地球をきれいにしようというふうな環境の日でございます。環境美化と一言で言いましても大変広いテーマでございますが、地球規模に言えば、地球温暖化や砂漠化対策、森林伐採等の問題、公害対策、エネルギー対策と、数え上げれば切りがありませんが、身近なところでは、町の緑化運動、美化清掃運動、一斉清掃などその一環ですが、「フローラのまちづくり」や花いっぱい運動もその一環と私は見ております。

その反面、確かに、細かいようでございますが、いろんな面で町のきれいさを邪魔する一

つの要因がございます。1つは車の廃車の件でございますが、役場裏の自動車解体置き場、これは大分前からございましたが、役場は町の顔でございます。その裏に、そのようなものが長い間放置、投棄してあるということは、いかなものかということでございます。そして、イオンの向かいの果樹園の中にある大型アルミ板の、これもまた自動車廃棄といいますが、投棄といいますが、それら。そしてまた看板類でございますが、主婦の店の入り口、旧4号線からでございますが、町掲示板の赤さびた掲示板が放棄されておる。それから、矢吹方面4号線から来た場合、鏡石方面へ入る久来石の入り口に町の看板がこれもまた赤さびて放置されておる。細かいようですけれども、交通標識などもさびたものが大分投げられてあります。使い捨てといいますが、そういうふうなことがちょっとした気がついた点ですが、これらは、「牧場の朝」の町の鏡石にはふさわしくありません。大都会ならまだしも、そして、コンパクトシティーを目指している町にはふさわしくないと考えております。「フローラのまちづくり」をよりよく引き立たせるためには、環境美化、このような心がけも必要ではないかなというふうに考えております。指導はどのようになっているのか、お尋ね申し上げます。

5、教育改革と幼、小、中学校の独自の英語教育についてお伺い申し上げます。

教育改革についてでございますが、注目しておりました国会の教育基本法改正案と憲法改正の手続を定める国民投票法案などが継続審議となりまして、私は、この教育基本法の改正について、愛国心についてお伺いしたかったのですが、ここに来て継続審議になりましたが、ちょっと変えて質問したいと思っております。

小泉首相は、最優先していた医療制度関連法案の成立に見通しが立ったことで、社会保険庁による国民年金保険料の大量不正免除の発覚など、民主党が攻勢を強めていることから、早目に閉会した方が得策という判断も見られるということでございます。また、ここに来て、日銀総裁の投資先の問題が発生し、与党は苦境に立たされております。小泉首相は、郵政改革などこだわりのある政策については執念を燃やしますが、そうでない政策は余り熱が入らないように見受けられ、国民の目から見ると、偏っていると言われても仕方がないと思っております。教育の憲法と言われる教育基本法は、「真理と平和を希求する人間の育成」とありましたが、余りにもこのテーマが大き過ぎるために、こういうふうな意味を解釈している人は、余り私は聞いたことがございません。戦後60年の日本の教育はどうであったろうかということでございますが、高度経済成長政策により、経済面では国内総生産を世界第2位にまで引き上げ所得は倍増になりましたが、反面、拝金主義や錬金術師、守銭奴という競争至上主義が目立ち、格差の社会が広がっております。要するに、銭ゲバと言われる方です。そして、子が親を殺し、親は子を殺すといった殺伐とした行為が、日常平気で行われておるのも事実でございます。戦後の教育は失敗ではなかったかと私は思うのですが、このような行為は教育長としてはどのように感じているのか、所見だけで結構でございますので、

お伺い申し上げます。

幼、小、中学校の独自の英語教育についてでございます。

文部省は、2006年度中にでも学習指導要領という教育の基準を新しくすることを決めております。英語の必須化が正式に決定すれば、新しい指導要領に盛り込まれ、その三、四年後から全国の小学校で実施されることになるということでございます。文法や技術は中学校に進んでからでも間に合うとして、小学校では簡単な英単語や表現を、また、聞いたり話したりしながら英語になれるということが大事だと説明しております。成績をつけることなく、道徳や特別活動の時間に総合的学習の時間を設け、その中で授業時間数を平均週1時間くらい、1回1時間くらい、年間約35時間くらいを目標にするという内容でございます。

賛否両論がございます。賛成の意見としては、保護者の関心は大変高く、公立小学校の70.7%が英語を必須にすべきだと回答しております。早くから親しんだ方が抵抗感がなくなると、そういうふうな理由でございます。そしてまた、働く人たちも小学校英語を歓迎して、仕事の内容が国際的になり海外への転勤する人もふえているため、どうしても英会話の力が必要だというふうな理由でございます。外国の方では、韓国では1997年、小学校で英語を必須化しております。中国も2001年に移行、都市部から段階的に必須化を進めております。フランスやドイツなども同様に、小学校英語はすべて多くの国で定着しているようです。

一方、反対意見としては、小学校で英語を学ぶ効果ははっきりしない、学校現場が混乱する、小学校では正しい日本語、美しい日本語を身につけさせることが重要であるというふうなことでございます。

一方、学校サイドからは、小学校の先生には英語の免許がないから、専門的な指導は難しい。専門の先生をどのようにして確保するのか、学校現場が混乱しておりますということでございます。

参考意見としましてはこういう意見もございます。同時通訳をなされました、初代ロシア語通訳協会会長を務めました米原万里さん、この前亡くなった方ですが、このように言っております。「生まれてから8歳から10歳までの間に、人間の言語中枢の基礎がほぼ完成される。この間に、母国語となる体系と原理の言葉を幼児の頭に詰め込むと混乱を来し、成人してからも思考力の不安定な人が多い」と、多くの学者たちに説明しております。幼児期に外国で暮らした人とか、両親の母国語が豊かな人などにしばしばこの傾向が見られるということでございます。つまり、早期英語教育は、英語どころか、母国語である日本語でさえもはっきりと身につくことなく、妨害する要因になっているということでございます。それに、「どんな外国語でも、最初の言語である母国語以上にうまくなることは、絶対にあり得ない」と語っております。日本語が下手な日本人は、それよりも下手にしか、英語やフランス

語を話すことができないと。言語中枢のもとができていないからだということでございます。親の役目は、我が子になるべく早く英語を習得させることは、しっかりとした美しい日本語をどのように考えているかということでございますが、最終的には、いろんな面で日本語をしっかりと学ぶべきではないかなというふうなことが、私の考えでございます。幼、小、中、小学校の英語教育に関しまして、どのように指導していくのか、所見をお伺いしたいと思います。

以上で、第1回目の質問終わります。一発答弁、明快な答弁をよろしくお願いします。

議長（菊地栄助君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 8番、木原秀男議員の質問にお答えいたします。

町長4期目の抱負について、5点の質問があったわけですが、順次、私の方からお答えを申し上げます。

最初に、境土地区画整理組合の今後の方針についてご答弁をいたします。

土地区画整理法に基づく組合施行による土地区画整理事業は、住民と行政協働の町づくりとして注目され、県内でも地域開発の有効な手段として取り組まれてまいりました。町では、昭和46年、都市計画用途地域が設定されて以来、各種事業が推進されてまいりましたが、昭和59年に都市計画の総合体系として「鏡石町都市づくり整備計画」が策定され、各種事業手法の選定と推進方策が示されました。その中で、境地区につきましては、区画整理事業による住居系地域としての調査結果が提示されました。こうした経過を踏まえ、平成4年に境土地区画整理組合が設立され、先進的な地域開発と町づくりに大いに寄与してきたものでありますが、その後、日本経済を揺るがしたバブル崩壊と地価の下落等によりまして、財政的な窮地に陥ってしまったところでございます。こうした事例は、県内初め、全国各地でも見られ、新たな行政課題の一つとなってきております。町といたしましても、こうした課題について、組合と協議・検討し、公共用地を算定基礎とした財政支援を初め、種々の支援を行ってまいりましたが、最終的な組合事業の終結のためには幾つかの課題を抱えております。

今後の支援策につきましては、事業の公共性と地域社会における町づくりの重要性との見地から、自治体としての支援策を打ち出してまいりたいと考えております。

なお、金融機関との協議の経過でございますが、金融機関3社との意見交換会を、昨年12月に行いまして、さらにそれを受けて、本年3月に組合の方で、金融機関の方に債権の軽減のお願いなどを行っているところでございます。こうした経過を踏まえまして、町といたしましては、自治体としての最終的な事業終結に向けた組合の諸課題とパッケージで総合的に検討した上で、財政支援等を行ってまいりたいと考えております。

次に、「オランダ祭り」、「YOSAKOI踊り」もよいが、地域の盆踊りの継承をどのように考えているかというふうなお尋ねでございますが、個性あふれる町づくりは、住民のふるさとへの愛着を深め、誇りを高めるための重要な施策であります。近年の地域づくりは、画一化した地域づくりから個性や特色のある地域づくりへと変遷してきており、活用している地域資源も風土・人物・歴史などさまざまであります。このような中で、本町において、小学唱歌「牧場の朝」のモデルとなった町を地域資源の核として地域づくりを展開してまいりました。町の花あやめを生かした「あやめ祭り」や「YOSAKOI祭り」及び「秋祭り神輿パレード」などの創造的催事を展開してきたところであります。ご質問の盆踊りにつきましては、現在、駅前、鏡田、笠石、成田、久来石区において開催されております。各地域の盆太鼓のリズムについては、それぞれの伝統を継承しながら発展したものであり、同一のものではありません。このようなことから、伝統的行事の継承として、町主催により平成8年から駅前において開催してまいりました「牧場の朝 ふるさと踊り」につきましても、個性や特色のある地域づくりとして、各地域において盆踊り大会が開催されている現状をかんがみ、平成12年でひとまず終了したところであります。

つきましては、活用している地域資源・風土・人物・歴史など、伝統的な要素が多種多様であることから、今後も各地域におきまして、それぞれの創意工夫により盆踊りの継続・発展をしていただければと思っておりますが、何年かに一度は一堂に会して、町を挙げて盆踊り大会を開いていきたいと考えているところでございます。

次に、3番目の東京かがみいし会の発展させる方法についてのお尋ねでございます。

先ほどのご質問にありましたように、東京かがみいし会については、会員の高齢化が年々進みまして総会出席者の固定化傾向にあることから、昨年度は町内に参加者を呼びかけ、会員と交流していただき組織の拡大を試みました。こうしたことを踏まえながら、このかがみいし会の発展方策についても検討しているところでございますが、なかなか相手があることでもございますし、向こうの組織ということもございまして。お互いの連携を密にして、より充実できる方策をこれからも見出していきたいと、このように考えているところでございます。

次に、4番目の「フローラのまちづくり」についてのお尋ねでございますが、今6月は県の廃棄物処理計画による不法投棄防止強調月間となっております。広報誌等を通じ啓発活動を行っているところでありますが、廃棄物の不法投棄を撲滅するためには、町民一人一人が不法投棄は絶対させない、許さないという意識を持ち、町全体、県全体に監視体制を強化し、未然防止を図ることが有効な対策の一つであると考えます。

ご質問の不法投棄物については、公道、側溝等の公共敷地への不法投棄物については町内一斉清掃時に回収を行ったり、町民等からの通報、職員による見回りによる回収を行って

るのが現状であります。回収された不法投棄物について、所有者が特定できるものについては廃棄した所有者へ直接適正な廃棄処分の指導を行っております。また、民間の敷地への不法投棄、環境を害する放置物等については、町民からの通報、県が市町村に配置している不法投棄監視員からの通報等により、その都度土地所有者に撤去と不法投棄されない管理についてのお願いと指導を行っているところであります。

次に、教育改革と幼、小、中学校の独自の英語教育について、お答えを申し上げます。

このたび、義務教育の構造改革スケジュール、4つの教育国家戦略が出されまして、教育制度の一部改正を含めた大きな改革がなされようとしております。この改革の中に、学習指導要領の見直しがあり、平成14年度から実施されている現行の学習指導要領が見直され、小学校からの英語教育が盛り込まれると言われております。

町では、関係各位へのご理解を得ながら、平成12年4月から独自に外国人英語助手を採用し、小学校から英語教育に当たっております。現在は、ジェラード先生が毎週一小に3日間、二小に2日間勤務し、総合的な学習の時間の中に英会話学習を位置づけ、全学年で簡単な英会話の学習を継続しております。また、幼稚園には、中学校の英語助手ミシェル先生を隔週、つまり、鏡石幼稚園、成田幼稚園にそれぞれ月2回派遣し、遊びを通して英会話に親しむ機会をつくっております。新しい学習指導要領の施行に際しましても、英語教育の充実には積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

議長（菊地栄助君） 8番、木原秀男君の再質問の発言を許します。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

8番（木原秀男君） 今、ただいまは明快な答弁をいただきまして、感謝しているところでございます。

〔「しっかり発言しろ」「うるさいよ、マナー悪いよ」の声あり〕

8番（木原秀男君） 4期目の抱負に向かって全力で頑張ってください。一視同仁、不偏不党、公平無私をバックボーンとして私どもは側面から見ておりますので、よろしく願いします。これをもって一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（菊地栄助君） 8番、木原秀男君の一般質問はこれまでとします。

円谷 寛 君

議長（菊地栄助君） 次に、通告があります12番、円谷寛君の一般質問の発言を許します。

12番、円谷寛君。

〔12番 円谷 寛君 登壇〕

12番（円谷 寛君） 第13回定例会の一般質問2人目を、許可をされました12番議員の

円谷寛でございます。

歳月の流れは非常に早いものでございまして、我々の任期もまあ間もなくということで、定例会は1任期中16回でございますから、あと3回、この一般質問、本会議を終えると、我々はまた大変おっくうな選挙というものをやらざるを得ないということで、まさに月日のたつのは早いものだということを実感しております。その選挙がないと、この場というものには立てないわけでございますから、大変貴重な場ではないかというふうに考えております。そのように考えながら、ここに立たせてもらっておるところでございます。

今、現在の成功者のシンボルというのは、いわゆる一口で言えば、六本木ヒルズに住むヒルズ族ということになっております。この日本の経済の頂点にいる成功者のヒルズ族の中から、いわゆる時代の寵児は何といてもライブドアのホリエモンでございましたけれども、この事件からさらに発展をして、もう1人の時代の寵児がまた堀の中へと転落をいたしたわけでございます。阪神の株を買い占めて話題の最中に、村上ファンドのご存じ村上世彰氏が逮捕されたわけでございます。彼は、両親も早くから株をやっていたそうございまして、勉強のためと称して小学3年のときから株をやって、難関中の難関と言われる灘中学校、灘高校という名門へ塾にも行かずに上がって、そして、1年浪人をしてから東大の法学部へと上がったわけでございます。昭和58年に通産省に入り、通産省では「僕には、10人の天才の取りまとめはできるが、100人の凡人の取りまとめはできない」と、こういうことを言い放って、希有な存在感を発揮していたと言われております。そして、平成9年には、通産省生活産業局のサービス産業企画官としてM & Aに関する法律の整備を担当し、平成11年に退官、そして村上ファンドを立ち上げたわけでございます。そのとき、官僚時代から師弟関係にあったオリックスの宮内義彦会長が大変目をかけて、運用資金は当初40億だったと言われていたんですけども、そのうちの30億を宮内氏が提供して、オリックス傘下の休眠会社を、これを村上さんにあっせんをして、会社を立ち上げたと言われております。そして、会議中では説教強盗などと恐れられながら、乗っ取りをしかけた企業は何と125社にも上っていたと言われております。そして、経営を今にもするのかと思いきや、株価がぴんとはね上がったその頂点で一気に売り抜けるということで、もうけにもうけて、今やファンドの運用額は4,000億円を超える、まあ非常にわかりやすい数字で、ピークときには4,444億円ということになったそうでありまして、大変なファンドとして発展をしたわけでございます。今、何といても小泉内閣の経済財政政策の中心にいたのは、竹中平蔵現総務大臣でございますけれども、この人は、国会でも何でも口を開けば、小泉構造改革があったからこそまで株価が上がって持ち直したんだと、景気もよくなったんだということを何回も何回も繰り返して発言をしているわけですが、まさに、この改革の本性がここにあったということございまして、「幽霊の正体見たり枯れ尾花」ということはこのことではないのでしょうか。

大量の資金で会社ののっとりをしかけて値上がりする株価で、本当に人々は幸せになれるんだろうかということ、もっと我々は真剣に考えなければならないというふうに思います。そしてこのファンドに、総理大臣よりも給料が高い、そしてまた金融政策の総元締めでもあると言われる日銀の福井総裁も、かつて彼のやろうとしていることは正しいと、私は全面的に応援しているということを宣言をして、これは日銀総裁になる前でございますけれども、日銀の副総裁を失脚をして、富士通総研の理事長の当時発言しているわけですが、そして1,000万円の出資をして、しかも、日銀の総裁になってもそのままにしてきたわけですが、今年の2月ですね、ライブドアに強制捜査が入り、そしてさらに金融政策を量的緩和解除というものを決断する直前に解約を申し出たということでもあります。これこそまさに、インサイダー取引の最たるものではないかと思うんですね。金融緩和の解除をすれば株は下がると、こういうことは素人でもわかる、そういう状態の中でこのファンドを下りたわけですから、これこそまさに犯罪的な行為と言わなければならないというふうに思うわけございまして、野党が、やっぱり辞任を要求するのは当然ではないかというふうに思うわけございまして。

さらに、もう1つの事件は、秋田県の二ツ井町と聞けば、きみまち坂のある町として明治天皇が巡幸中に手紙を書いたと言われる、そのきみまち坂という坂がある町なんですけれども、そしてさらに、そのきみまち坂のある町名を盛んに活用して、日本一心のこもった恋文というシリーズを出版をして全国的に有名になった、非常にロマンチックなイメージを持つ町名でございますけれども、これは余談になりますけれども、今年の3月にこの町は能代市と合併をして、この町名はなくなってしまったわけですね。ついでに申せば、同じくその短い手紙の見本と言われた一筆啓上、おせん泣かすな馬肥やせと昔の殿様が書いて、妻へ送った手紙を書いた福井県の丸岡町も今年の3月4町が合併して、残念ながら坂井市という市になって消えてしまいましたが、平成の合併のあらしがいかに強いものであるかということ、今、改めて思い知らされているわけでありまして。

話は戻りますが、この二ツ井町を流れる米代川沿いに、5月18日午後3時ごろですね、隣の藤里町に住む小学校1年生米山豪憲君の他殺体が発見をされて、国中が騒然となったわけでありまして。それもそのはず、40日前に行方不明になった、豪憲君の遺体が発見された地点よりも2キロ上の米代川支流の藤琴川で、豪憲君の2軒隣に住む畠山彩香さん9歳の遺体が発見されたばかりだったからであります。豪憲君の事件は、初めから疑われてきた彩香ちゃん母親が6月4日逮捕され、一件落着の状態ですが、彩香ちゃん一体どうしたのかという疑問が日に日に大きくなってきています。真相は今後明らかにされていくものと思いますが、いずれにしても、このような小さい集落で小さい2つの命を助けることのできなかった地域の、子供を見守るいわゆる地域力、いわゆる防犯力というものが非常に弱くなっている、

そういう今の社会の現状をまざまざと思い知らされる事件でございます。我々は、この事件を他山の石として、今後、地域において子供を守っていくためには何が大切なのかを、みんなまで考え合う必要があると思うのであります。

通告書に従い質問に入る前に、今回、議会運営委員会と議長によって、断じて許されない、議員の一般質問の通告書を、2項目にわたって一方的に削除したという事実に対して、強く抗議をいたしますと同時に、その事実関係を全く知らない方々に対しまして、改めてお知らせをしておきたいと思うのであります。この問題は、今後、さまざまな方法によりその責任の所在を追及をしていきたいと思いますが、執行に都合の悪いことは発言をさせない、自分たちの関係する企業の不利益のあることは発言を許さないということがもし許されるならば、それはまさに議会制民主主義の死ではないかと思うのであります。「議員必携」の第1章に、会議原則の中に、発言に関するものの第1項に発言自由の原則があることを、我々は片時も忘れてはなりません。この件に関しては、私は最後まで戦い続ける決意であります……

議長（菊地栄助君） 発言は自由でも、何でも言っていていいというものではないんだ。

12番（円谷 寛君） ……ということを申し上げておきたいと思います。

大変不本意であります。質問通告をした2点、1つは、駅東開発計画の破綻についてと、2つは、官製談合疑惑と入札の制度の改善については、次の機会に譲ってじっくりとやっていきたいと思います。

議長（菊地栄助君） もう許しません。

12番（円谷 寛君） 今回はこの2点を外して、通告書のとおり質問に入りたいと思います。

通告書の第1点は、町臨時職員の労務管理についてであります。この文面は、労働管理になってはいますが、私は労務管理と言ったんじゃないかというふうに考えておりますけれども、どちらが間違っているのかはまあ大した問題ではないと思いますので、そのまま質問させていただきたいと思います。

1項は、町臨時職員の労働管理についてということで、1つは、前定例会で私の質問に対して総務課長は、「臨時職員には年休は考えていない」旨の答弁をしたんですけれども、これは明らかに労基法39条に違反する答弁であるというふうに、私は思っておりますけれども、これに対しては、総務課長はいかが考えるのかをお聞きをしたいと思います。

この件に関し、労基署からの指導があったというふうに聞きますけれども、その指導の内容、指導というんだか勧告だかわかりませんが、そういうものがあつたとすれば、その内容をここで明らかにされたいと思うのであります。

3つ目は、その労基署の指導等を踏まえて、町はどのような臨時職員の労務管理、特に年休とか超勤の問題で、変更が行われたかどうか明らかにされたい、規則も変えたんだつたら

ばそれも含めて我々の前に明らかにしていただきたいと思います。総務課長は3月議会の私の質問に対して、全く労働基準法を無視をした答弁をして、私としては全く取りつく暇がなかったもので、私はやむを得ず労働基準監督署の方に問い合わせをしたわけでございます。そうしたところ、やはり私の主張の方が正しいということに労基署は言ったわけでございまして、正しいんだったらばきちんと指導してくださいということを私は申したわけでございまして、やりますということだったので、どういう指導をなされたのかを確認をしておきたいわけでございます。これが第1点目でございます。

2点目は、町の介護保険料の値上げ抑制策についてでございますが、通告書にありますとおり、鏡石町は4月から介護保険料が大幅にアップしたと。県内でも8位の料金となったわけでございまして、矢吹、泉崎、中島村、玉川村、棚倉などは、町の努力によって我が町に比べて大変安い値段で介護保険を運営しているわけでございます。特に、私どものお隣のその矢吹町においては、このプールなどを活用して、とにかくプールは60歳以上無料で入っておりますし、あゆり温泉については70歳以上100円に入れているわけですね。そういうものが非常に効果を表しているのではないかというふうに思われるような低料金を維持して、2,522円ですね。我が町は3,750円ですから、実に、これは大変な違いがあるわけでございます。1,500円近い違いもあるわけでございますから、これは、じっくりと町としては考えていかなければならない、我が町にもプールなどがあるわけですから、そういうものをフルに活用すれば、もう少し矢吹のように寝たきりとかそういう人たちを抑えて、この介護保険料を上昇を抑えることができるのではないかと思いますので、その辺について何らかの方策はないのかどうかということをお尋ねをしたいわけでございます。

3番目は、境の分譲地での裁判の経過についてでございます。

これは、私は前にも申し上げておりましたけれども、やはり、町は欠陥商品を買ったんですね。今PL法という製造者責任という、まあこれは製造でないんでしょうけれども、そういう法律が大変厳しくなっている。そういう時代の兆しを受けて、先日弁護士も来て言っていましたように、裁判は大変厳しい判決が予想されていくので和解をしたんだというような説明をしておりましたけれども、これは、だれが考えても当然のことだろうと思うんですね。そういう町という地方公共団体が、そういう埋めてはならないような硫酸カルシウムだとか、木の根っこ、草の根っこなどをたくさん埋めた土地を売って、そのために地盤の沈下、不同沈下を起こしたわけでございますから、当然、これはやはり弁償しなくてはならないということは、私は前々から言っていたとおりだと思うんですね。やはりこれは、私は速やかに、公判20回もやってきたそうでございますけれども、20回をやった裁判の費用、あるいは時間的な労力、そういうものを言えば、大変な損失を町はしているし、そういう土地を町に買わされたといいますが、買った町民も、20回も裁判に弁護士を頼んで行ったということにな

れば、これはまた大変な負担を強いられただろうというふうに思うんですね。やはりぜひここは、速やかに裁判に行かないで、せめて調停の段階くらいで、やはり解決をすべきじゃなかったのかというふうに思うんですね。

さらに、この裁判の経過は訴訟中であるということで、全く議会には報告をしてこなかったんです。前の、北部工業団地の土地の問題では、絶えず議会に報告をしてきたわけでございますけれども、今回は全く報告をしなかったということは、まさに議会軽視であるというふうに考えているんですけれども、この辺の見解について、お伺いしたいわけでございます。

さらにその2番目は、当然、これは前に申し上げたとおり、裁判にまで持ち込ませた責任の所在というものを明らかにしていただきたいと。当然、埋めてはならないものを埋めた土地を売ってしまったんですから、これは潔く補償をすべきであるし、しなければならぬ問題だったのに、20回も裁判をやったということについては、大変な苦痛を町民に、その土地を買ってくれた相手に与えてしまったわけございまして、責任の所在というものをやっぱり明らかにする必要があるんじゃないかなと思うんです。

3点目は、今回の裁判に要した費用を明らかにしていただきたいと思うんですけれども、これは、この前、弁護士に手付金と今回のその弁護士費用、入ったんですけれども、裁判にはそれ以外のさまざまな費用もかかっているわけですね。20回も行ったわけですから、旅費なども含めていろいろ裁判の費用ですね、そういうものも含めていろいろかかっているわけでございますから、そういうものを全部明らかにして、合計で、この裁判には幾らの費用がかかったのかについて、この場を通して明らかにしていただきたいなというふうに思うわけでございます。

以上で、第1回目の質問を終わります。

議長（菊地栄助君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 12番議員のご質問に答弁をいたします。

今回の質問については、3月の12回定例議会において答弁いたしました。その内容は、地方公務員法第22条第5項の規定に基づき、臨時的に任用される職員をさしてのものを答弁したものであります。

今回指導を受けた事例は、労働基準監督署所管の鏡石保育所における臨時保育士についての労務管理であり、その内容の是正勧告は1つに、労基法第32条第2項の規定による、時間外、休日労働に関する協定書の届出、2つ目に労基法第37条第1項の規定による時間外労働に対する割増賃金の支払いであります。3つ目に、労基法第15条第1項の規定による労働契約時の内容の追加であります。4つ目に、労働安全衛生法第66条第1項の規定による採用時

の健康診断の実施についてであります。以上の4点でありまして、また、指導を受けたのは1つに、年次有給休暇の付与であります。2つに、始業、就業時間の把握による労働時間管理の2点でありまして、町といたしましては、今回の勧告、指導を真摯に受けとめまして、1つに労働条件通知書の交付、2つ目に時間外労働、休日労働に関する協定書の締結、3に割増賃金の支払い、これは16年4月にさかのぼっての実施であります。4つ目に年次有給休暇の年間10日の付与を6月1日から実施をいたしました。5つに、雇い入れ時の健康診断の添付を行う、最後の6つ目に始業、終業時間等労働時間の管理の6項目を、関係書式の制定を労働基準監督署に報告したところであります。今月6月1日以降、実施しているところでございます。

次に、3の境分譲地での裁判の経過についての(1)については、原告から提訴された時に、議会全員協議会平成16年4月21日で内容説明し、その後公判が進められ、今月5月31日には初めて裁判所から和解案の提示があったので、議会の提出となったところでご理解を賜りたいと思います。

2つ目に、補償すべき事案の裁判に持ち込ませた責任の所在を明らかにされたいことについては、この事案は大変難しく、司法の場においてお互いに主張しその判断を仰ぐことが将来においても適切と判断をいたしましたので、このような結果となったことをご理解願います。

なお、議会軽視で報告なしと申されましたが、これはそういうことで係争中であり、反論、資料の提出等々がございますので、その都度答弁はできないということを報告してきた内容であります。

なお、裁判の費用の報酬等以外については、私たちの旅費規程により県内の旅費は一切支給していないので、これ以外の費用はかかっておりません。

以上で答弁とします。

議長(菊地栄助君) 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 遠藤栄作君 登壇〕

健康福祉課長(遠藤栄作君) 12番議員の質問にご答弁申し上げます。

大きな2番の町の介護保険料の値上げ抑制策について、町民プールの高齢者への無料開放などを行い、介護保険料の値上げ抑制に取り組むべきと考えるが、町の考え方はどうかということについて、ご答弁を申し上げます。

平成12年度から始まりました介護保険は、3年を1期として、改定される保険料も期を重ねるごとに上昇しており、我が町の保険料の基準月額料においては、第1期において2,378円、第2期が2,668円、本年4月からの第3期では3,750円となっており、全国平均を下回っているものの県平均を上回り、ご承知のように、第3期では、県内での保険料としては上

位 8 番目となっております。

保険料アップの要因としましては、在宅介護サービスの利用者 1 人当たりの費用、いわゆる利用率が高いことによりますが、それだけ当町は、他の市町村より介護を受けられる方にとっては、介護サービスの提供に恵まれた条件にある地域性となっているからと考えます。今回の制度改正では保険料アップの抑制等を図るため、介護予防を重視した制度となったことから、この 4 月には担当する健康福祉課の職員配置の充実と、同時に設置しました地域包括支援センターによりまして介護予防対策の充実に努めてまいりたいと思います。

ご質問の高齢者の町民プール利用につきましては、介護予防の効果と保険料の抑制策の一つと考えておりますので、関係課から成ります元気づくり推進チームの中で協議・連携し、町主催のプール利用講座などに高齢者の皆さんが多数参加できる内容に、今後、進めてまいりたいと思います。

以上であります。

議長（菊地栄助君） 12 番、円谷寛君の再質問の発言を許します。

〔 1 2 番 円谷 寛君 登壇 〕

1 2 番（円谷 寛君） ただいまの答弁に再質問をさせていただきます。

それで、総務課長、今、この労基署の指導を受けて町の規則などを改正したものがあれば、それは議会に教えていただきたいという質問をしたわけでございますから、それについて答弁をしていただきたいなというふうに思うんです。何か総務課長の答弁は、3 月の答弁は何か当然だったみたいな、この部分について言ったんだなんて言うけれども、臨時職員には年休は生じないと言ったんだということが、議会だよりもちゃんと要約して、だれが要約してくれたかわからないけれども、ちゃんと載っているわけですから、そういうことで、やはり、間違っただけで答弁したんだたらまあ間違っていましたということを、素直に総務課長答弁しないと、それこそまさに議会軽視ですよ。議会にいて、間違っただけで答弁をして開き直っているというのは、やはりこれは議会軽視を免れない、そしりを免れないことでございますから、間違っていたら間違っていたと素直に言っていただきたいというふうに思うんですね。労基署の指導で、規定などを、細則などを変えたものがあれば、ぜひそれは我々にも示していただきたい、規則集などにも載るんだろうと思いますけれども、あの分厚い本をまでいに一々開くとかが大変ですから、今回変わったのはここを変えましたと、こういう規定を変えましたということを、我々にその存在を示すべきではないかと思うんですね。

境の分譲地の裁判についてでございますけれども、大変難しくて訴訟の場で論議する必要があったと言うんですけれども、いや、これはそうでしょうかね。町は、これから区画整理をやって、たくさんの土地を売らなくてはならない立場にあるわけですから、その町がこういう欠陥のある土地を売って裁判をやらないと補償をしないということになれば、町の信用

は、これから区画整理の土地の販売で大きく傷つくと思うんですね。ですから、これは素直に、こういう硫酸カルシウムなどを、埋めてならないものを、水に溶け出したらそこは地盤が下がるわけですから、そういうものを埋めてしまったということ、やはりこれは素直に、弁護士はこの間、ああいうことを言いましたよ、そういうことをやらないと住民訴訟が起きるとかなんとかという、そういうことはないんですね、当然それは、町が欠陥のあるものを売ってしまったんだから、それはもう町が補償するのはだれも文句は言わないと思うんですね。そういう、住民訴訟が出たとしてもそれは勝てる、それこそまさに勝てると思うんですね。弁護士は、自分がやったことは否定をされたくないからそういうことを言ったと思うんですけれども、町としては、もう少しやはり良心的、町民の立場に立って、その土地を購入した町民の立場に立ってやれば20回の裁判の時間と費用は免れたので、お互いにその分は節約されたということに思うわけですね。ですから、それは調停の段階で冷静に話をすれば、調停で何も決められたことではないかということを行っているわけでございます、今後、そういう面での前向きな検討を、この問題ではお願いをしておきたいわけでございます。

あとは、前後しますけれども、プールの高齢者の無料開放ということでの、介護保険での矢吹の場合は、60歳以上町民は無料ですね。それからあゆり温泉については、先ほども言ったように70歳で100円ということで、非常にこれが盛況をもって大変利用者が多いと、特にお年寄りにですね。この前、プール入場者100万人というテレビを見ていたんですけれども、この100万人の利用者、60歳以上に無料で開放しているこのことが、矢吹町の介護保険料を安くしているんだというようなことを、テレビが放映をしていたんですね。ですから、我々は、そういういいことは大いに見習うべきであると思いますので、ぜひこの辺について、何か、今、あのプールは大変町費を持ち出して運営しているんですけれども、町民には全く何のといえますか、あのプールの広報で2枚の無料券は来ますけれども、それ以外は全く他町村も町内も同じ料金でやられているわけで、町民にとってはメリットは何もない。むしろ、天栄村などは、鏡石のプールを使うと、回数券を購入すると半額町で補助をするということで、天栄の村民は1回200円ちょっとくらいですか、回数券は割引になりますから、そういう半額で利用できるのに、鏡石の町民は全く何のメリットがないというこのプールの運営のあり方についても、やはり我々は、町民の目から見ればいかに不合理で他町村のためにつくったのかということと言われかねないような、そういうものに今なっているということ、やはり反省をすべきではないか。そういう面で、これからやはり、町民にもう少し健康増進などで利用させる、利用多かったからといって別に費用は同じなんですね。多くの人利用しても、少しの人数で利用してももうかかるものはかかるんですよ。だから、もう大いにこれは利用促進をして健康増進などに貢献をする、そういうものがなければ、これだけの町費

を投入している意味がないんじゃないかというふうに思いますので、その辺について、もう少し前向きの検討をぜひお願いをしておきたいと思います。

以上で、再質問を終わります。

議長（菊地栄助君） 再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 12番議員の再質問にお答えします。

労務管理についてのことでありますが、年次有給休暇等についての規則等を提示できないかということでありまして、これは、鏡石町臨時職員雇用等管理規程の内部規程でございますが、閲覧をいたしますので、後にごらんになっていただきたいと思います。一部改正をいたしました。

なお、その間違ったので、素直に陳謝というご意見なんですが、先ほど申し上げた地方公務員法の第22条の5ということで、この保育所については労基法に該当するというような、私の方では何十年もそういうことについて学習不足というか、研究不足とか、法規不足もあったかなという点は否めない状況であります。

次に、境分譲地の問題についてでございますが、裁判をしないで和解ということですが、これは、先週の月曜日に弁護士が申し上げたとおりでございますが、非常に難しい問題であります。この問題には、十分皆さんご承知と思いますが、斑目光学の後には伊藤忠が買いまして、町の団地造成等々ございます。相手の原告の申し出は、隠れた瑕疵でございますので、隠れた瑕疵というテーマが相手の骨子でありました。要するに、工事等々においても発見する余地がなかったというのが原因でございますので、非常に難しい裁判だということをご理解していただきたいと思います。今後についても、いろんな方法により調査を含めながら、この、こういう状況になった場合においては、慎重に調査・検討をしてまいりたいと思います。

以上で、答弁いたします。

議長（菊地栄助君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 遠藤栄作君 登壇〕

健康福祉課長（遠藤栄作君） 12番議員の再質問にご答弁申し上げます。

2のプールの無料開放等の関連でございますけれども、これは先ほど答弁したように、町民プールの利用ということについては、やはり介護予防にとっては一つの効果になるということをご申し上げました。そういう中で、今後、このプールの無料等に関しましては、経営等もございまして、これは担当する課と協議をしながら進めて、協議をしていきたいというふうに考えてございます。

以上であります。

議長（菊地栄助君） 12番、円谷寛君の再々質問の発言を許します。

〔12番 円谷 寛君 登壇〕

12番（円谷 寛君） 今、総務課長の答弁であれと思ったんですけども、このあれですか、年休の問題、超勤の問題などは保育所に限ったものなんですか、保育所だけが問題なの。あとほかにも臨時職員いっぱいいると思うんですけども、そういう人には相変わらず年休は出さないという解釈をしているわけですか。それは、私は違うなというふうに思うんですけども、その辺をもう少し明瞭に。保育所についてとばかり強調するんですけども、労基署は、その保育所とかなんとかということは別に明記していないと思うんですけども、保育所だけなんですか、これ。総務課長、もう少しその辺を詳しく、この3回目しか質問できなくなってしまったんですけども、もう少し詳しくそこいら、本当に保育所だけでいいのか、ほかの職場は関係ないのか、ここを明確に答弁していただきたいと思います。

以上です。

議長（菊地栄助君） 再々質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 12番議員の再々質問にお答えします。

円谷議員の質問は、労基法に限ってというこのテーマが最初にありましたので、それに絞って最初は説明いたしました。ただし先ほど、鏡石町臨時職員雇用等管理規程というのは全職員に該当しますので、そういう点では誤解のないようにしていただきたいので、臨時職員全員と、ただし、いろんな細かい規定がございます。1週間に何十時間とか等々がございしますので、そういう基準に合った年次有給休暇の付与を行っていききたいということです。

以上で答弁いたします。

議長（菊地栄助君） 12番、円谷寛君の一般質問はこれまでとします。

根 本 重 郎 君

議長（菊地栄助君） 次に通告があります。4番、根本重郎君の一般質問の発言を許します。

4番、根本重郎君。

〔4番 根本重郎君 登壇〕

4番（根本重郎君） 皆さん、こんにちは。4番の根本であります。

今、世界中で、サッカーのワールドカップドイツ大会が盛り上がっております。日本は、初戦、オーストラリアに3 - 1で、逆転で負けてしまいました。非常に残念であります、次の戦いには、ぜひ、頑張ってお戦っていただきたいというふうに思っております。

自由主義の社会の中だから格差が生じるのは当然かもしれませんが、余りにも大きな格差が、地域間ばかりでなく人々の間でも出てくると、いかなものかと考えるし、また行政の果たす役割が非常に大きくなると思われます。都市部の経済は非常によくなっているのに地方はまだまだその実感がわからない、逆に悪くなっているのではという感じがしてしまいます。今年2月末から3月末までにかけて、須賀川市内の製造業者約7社が希望退職の名のもとリストラが相次ぎ、その数は300人以上とも言われ、40代、50代ということもあって再就職もなかなか容易でないとのことで、職安はもとより、須賀川市や須賀川商工会議所、果ては郡山商工会議所までもが、再就職の支援に乗り出したとの報道がありました。これらの会社は景気が特に悪いというわけでもなく、単純作業による生産ラインは、人件費の安い海外に移るケースが多くなってきている傾向のようであります。そうすると、当然、国内の生産ライン、工場は縮小あるいは閉鎖されることとなるわけであります。会社も生き残りをかけているわけであります。新聞の折り込みチラシにある募集はほとんどがアルバイト、人材派遣会社であります。当然条件は厳しいし、休むことも制限されるわけであります。正社員でも、有給休暇のとれる条件があってもなかなか休むことができず、子供のいる家庭では子育てに悩み、行政へのいろんな支援を求めるわけであります。当然、行政はそれらにこたえるべき支援策を行うということになるわけであります。6月13日の「福島民友新聞」に、県内の小中学生の就学援助対象者が2005年度で約1万4,000人となり、5年間で1.5倍に急増し、問題が深刻化して市町村の財政にも影響が及びかねないとの記事が載っておりました。格差社会がもたらしたとの声もあり、教育現場ばかりではなく、景気、雇用を担う各部署と連携した対応が必要とのことであります。

それでは、通告に従いまして、一般質問に入らせていただきます。

5月23日に無投票で当選され、これから4年間の町政運営を多くの町民から負託された木賊町長であります。その中で、町民への公約として5つの基本施策を掲げております。そこで、具体的にそれぞれの政策を示していただきたく、お伺いをいたします。

- 1、都市づくりについて。
- 2、元気づくりについて。
- 3、活力づくりについて。
- 4、人づくりについて。
- 5、地域づくりについて。

以上で、1回目の質問を終わります。

議長（菊地栄助君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 4番、根本重郎議員の質問にお答えいたします。

これからの町政運営についてのお尋ねでございますが、私は3期12年間、「不偏不党」、「公平無私」、「町民との対話と合作の町づくり」を基本理念に、町民が豊かで人も環境も美しい町を目指して、公約実現のため全力で取り組んでまいりました。5月の町長選挙につきましては、議員各位を初め、多くの町民の皆様から温かいご支援とご厚情をいただきまして、無投票当選という栄誉を賜り、深く感謝申し上げる次第であります。今、改めて責任の重さを痛感しているところでございます。

今日の行政を取り巻く環境は、格差の拡大、少子高齢化、国際化、高度情報化、地方分権や三位一体改革などの課題が山積みしております。このたび、引き続き町民合作の町づくりを進めるとともに、5つの基本政策のもと鏡石町のさらなる発展のため、全身全霊で取り組んでまいっている覚悟であります。5つの公約を掲げたわけでございますが、12日の所信表明で詳しく述べたところでございますが、改めてかいつまんでお答えを申し上げます。

まず第1点の「都市づくり」、いわゆるまちづくりでございますが、美しいまちづくりについては、「フローラのまちづくり」、ごみの1割減量運動、マイバッグ運動、資源の再利用を推進してまいります。

都市基盤の整備については、高久田・一貫線の開通、国道4号4車線化の早期着工、スマートインターチェンジの推進を図るとともに、駅東土地区画整理事業は事業手法を4段階に分けて、財政規模に見合った事業展開を推進してまいりたいと考えております。あわせて、境土地区画整理事業についても財政支援を行ってまいりたいと思っております。

また、安定的な水資源の確保のため、今出ダムの推進とそれに伴う給排水施設の整備も図ってまいらなければならないと考えております。

第2に、「元気づくり」としての少子化対策については、児童福祉施設の充実向上に一層努めてまいる考えであります。

「健康づくり」については、各種健診及び健康教室等の健康づくり事業を推進し、町民の健康、医療の推進を一層図ってまいる考えであります。高齢者対策については、地域包括支援センターによって予防対策の指導・充実を図り、安心して楽しく暮らせる町づくりを推進していく考えであります。

第3の「活力づくり」としての農業振興については、「鏡石町地域水田農業ビジョン」により高生産性農業の実現と広域的な産地化に努力してまいりますとともに、ブランド米「牧場のしずく」の普及・推進に努めてまいる考えであります。

商業振興につきましては、経営者自らの商店街環境整備など、活性化への取り組みに対し支援策を講じてまいります。

また、工業振興については、優良企業の誘致を積極的に推進し、雇用の場の安定確保と地

域活性化のため、最善の努力を尽くしてまいります。

第4の「人づくり」としての学校教育については、児童、生徒の心の教育を充実した学習指導や生活指導並びに英語教育の充実、さらにはIT社会に対応した情報教育に取り組むとともに、生涯学習については、各種学級講座の開設や学習活動の援助、学習の場と機会の提供など、社会教育の充実を図ってまいります。さらには、駅伝ロードレースを初め、スポーツの振興にも一層努力してまいります。

第5の「地域づくり」としての地域づくりについては、地域資源を活用した自治体個性化事業及び創造的事業の展開を図ってまいります。「YOSAKOI」、「オランダ」、「あやめ」、「秋祭り」など各イベントについても引き続き力を入れてまいります。コミュニティ組織については、中核を担っている行政区に対し、町民相互の交流や自主的・主体的活動の支援に努めるとともに、安全で住みよく、明るい町づくりについては、防災意識の普及・啓発、防犯活動の充実・強化、青少年犯罪防止活動の推進、暴力団排除運動の推進に努めてまいります。

行財政改革につきましては、第2次行政改革大綱、いわゆる「集中改革プラン」を一層推進し、諸施策の実現に努力してまいりたいと思います。

以上、基本政策の目標実現のため、引き続き心耳を澄ませて町政運営に当たる、対話の町政を基本理念に、心とむまちづくり、環境づくりのため、「伸ばそう創ろう 美しい町を」をスローガンに邁進したいと考えておりますので、一層のご理解とご協力を賜りたいと思います。

以上、答弁といたします。

議長（菊地栄助君） 4番、根本重郎君の再質問の発言を許します。

〔4番 根本重郎君 登壇〕

4番（根本重郎君） 再質問をさせていただきます。

12日に、町長のあいさつの中でかなり詳しく述べておられました。私からすれば、答弁書をもらったようなものだなと、一瞬思っておりました。その中で、各項4つか5つくらい、一つは提案という面もあるんですけども、それと中身が、もう少し具体的にどのようにやるのか、お答えいただければと思います。

まず1つ目は、ごみの1割削減運動、これは行政区の方々の協力ということなんですけれども、具体的にはどういうふうにして1割削減をやるのか。

2つ目は、駅東土地地区画整理事業。財政規模に合っているということがありましたけれども、その財政規模というのは、具体的にはどうゆうふうなことなのか。例えば、初めに金を何億かかけると、それによって事業をやるというふうな意味にとられるのか。

あと、保育関係、児童関係でありますけれども、子育て支援の中で、保育時間の延長ある

いは放課後児童クラブの設置等、いろいろと3期の中で行われてきましたけれども、やはり、住民の要求はますます出てくるというようなことも考えられます。その中で、保育園で、課外教室として習い事ができる仕組みが広がっているという新聞記事が載っておりました。早い時期から子供の得意分野を磨き、才能を伸ばしてやりたいと複数の習い事に通わせる親が目立つ昨今、だが母親が働いていると時間的な制約が大きく、習い事を十分にさせてやれないケースも少なくないということで、園の取り組みが行われているということでありました。つまり例えば、保育所等からサッカーに行く子はバスに乗ってサッカー場に行って練習をします。あるいは、プールに行く子は保育時間の中でプールに行くと。いろいろと考えられるわけでありましてけれども、やはり、親が平日勤めているのでなかなか行かれないと。そして、そういうことができると、例えば土曜日、日曜日に家族の団らんができるというメリットもあるということで、公立よりも私立が多いんですけれども、公立でやっているところもあるというようなことなので、そういうふうな方向性を持っていて、町独自の保育あるいは児童の対応はできないものかどうか。

次に、「活力づくり」の中にあるブランド米「牧場のしずく」のことでありますけれども、今年の作付は幾らか、また例えば、将来的にはどのくらいまで目標を持っていきたいのか。

次に、企業の誘致の関係でありますけれども、今後も優良企業の誘致を積極的に推進してまいりますというようなことでもありますけれども、工業団地、今、どのくらいあきがあるのか。それとも、今回東部工業団地の中で、相手先が決まった中で造成をすると、買い手がいる中で造成をするということは、損はしないわけありますので、例えばそういうふうな手法もとっていくのか、あるいはそうではなくて、工場の団地をもっと造成して誘致企業を持ってくるのか。

次に、ホームページ、行政広報を通じ、情報の発信になお一層努めていくということでもありますので、一つの提案として、今、各自ブログの情報がかなりあります。長野県の川上村、小さい村なんですけれども、その中では職員によるブログの作成をして情報を出しているというようなことも実際やっておりますので、そういうようなことも、活性化をさせるためには、あるいは町をいろいろとPRして、あるいは企業誘致、あるいは住宅の造成をしてほかから住んでもらうというようなことには、やはりいろいろと情報ができるのではないかなというようにも考えておりますので、そういうような方向というのがどうなのかどうか。

もう一つは、行政広報。広報は今、担当課の職員で作成していると思うんですけれども、住民参加型広報、つまり、広報の広報編集協力員を得て、住民と一緒に作成して広報をつくるというようなところをやっている町もございます。これも、やはりこれからは必要ではないかなというふうにも思います。

もう一つは、ホームページの中での情報公開。だれでもパソコンを持っていれば、すぐに

どこへでも情報は今とれる時代であります。そうすると、ホームページの一番前の画面が勝負になるというようにも考えておりますので、それらはどのような広報。一つ、長野県のこれは下條村というところがあるんですけども、トップに何もありませんから。しかし、クリックするとすべてがここからつながっていくんです。そして、いろんな情報が全部とれる。こういうふうなつくり方も一つあるのかなと一瞬考えましたんで、やっぱりその辺のホームページを、例えばどうやって更新して、町からいろんな情報を発信するとか、あるいは町のいろんな情報をとれるようにするのかを、お伺いいたしたいと思います。

以上で、質問を終わります。

議長（菊地栄助君） 再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 再質問にお答えいたします。

通告書にあるものについてはお答えしますが、こういうことをもしお尋ねしたいとなれば、やはり、事前に通告をしていただきたいと思います。したがって、この一般質問の通告のあり方というものが、我々の想像を超えるような、そういうことでいいのかということ、まず私から冒頭にお答えをさせていただきたいと思います。

それで、私からお答えする部分をお答えしまして、あとはそういうことでご了承いただきたいと思います。

駅東の財政規模ということでございますが、財政規模というのは、大体ご承知のように39億から40億ぐらいで鏡石町はっております。それに見合う、いわゆるどれだけそういった投資的経費にそこから支出できるのかと、それはその年度年度によって違いますけれども、それらをにらみ合わせながらこの事業を推進していくという格好でございます。

それから工業団地でございますが、この工業団地は現在、境団地ですか、南部第1工業団地が1区画、それから東部工業団地に1区画、2つ残っております。それらの誘致について、積極的に努めることはもちろんでありますけれども、いわゆる企業からのオーダーメイド、要望に、あった場合には、迅速に対応できるような、そういう体制も日ごろ備えていかなければならないのではないかと思っております。そういったことで、先ほど申し上げましたように、雇用の場の確保、あるいは町の活性化、そういうものについては企業誘致を最重点として、これからも推進してまいりたいと、このようにも考えているところでございます。

そのほかのいろいろのご提言については、重く受けとめさせていただきます。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） 以上で、4番、根本重郎君の一般質問はこれまでとします。

議事の都合上、昼食を挟み、午後1時まで休議いたします。

休議 午前 11時45分

開議 午後 1時00分

議長（菊地栄助君） 休議前に引き続き会議を開きます。

今 駒 隆 幸 君

議長（菊地栄助君） 次に通告があります3番、今駒隆幸君の一般質問の発言を許します。

〔3番 今駒隆幸君 登壇〕

3番（今駒隆幸君） 皆さん、こんにちは。3番議員、今駒隆幸です。

今日は午前中から一般質問ありました。私、聞いた中では、一番にやられた木原議員の話は、よくこれは、マーケットというのは、それは町民の口から出る言葉ですね。よくこういう話は聞きますね、本当に。ただ、本当に僕思うんですよ。町には、本当にいつも数々の問題があってそれを解決していく。そして、今度4期目に当選なされた町長には、やっぱり毎回毎回いつでも休息はなくその責任がかかってくるということでは、本当に私も議員ですから、なかなか応援するとは言いませんけれども、いいものにはいい、しかしこれはだめだよということにはだめという姿勢で、私もやっていきたいと思っています。私は、自分の考えでは、非常にこの町が、全国的に少子高齢化しているところでこれだけ多くの子供がいて、明るい雰囲気を持っているということに関しては、私はすばらしい運営をしていると思います。いいことはいい、そして悪いことはみんなでもた考える、議会も皆さんで話し合って、それを意見を言う。そういう姿勢で、私もその1人として、執行部の皆さん、そして町長とは、今後、対応していきたいと思っています。

私、町長、今回の問題点、大きく分けて、ちょっと、子育て支援、町活性化の部分で分けました。これは、実は皆さん、新聞等で問題になっていると思って出したわけではないんですね。これもやっぱり、毎年町民の方から聞いてどうですかというふうに、自分から出したんじゃないで、こういう問題ありますよと話を聞いて、やっぱりそれを問題化したんですね。私、通告どおりさせていただきますが、非常にこれ、わかりやすく書いているつもりです。それで、皆さん、昨日の夜、さらに話を、一般質問を皆さんにわかりやすく伝えるためにインターネット等、本等を調べながら、特に給食費のことで調べてみました。「給食費、無料」という項目だけで入れると、グーグルで3万6,000件出てきましたね。僕はびっくりしたんですね。何がびっくりしたかという、わあ、これほどやっぱりいろいろ考えているところがあるのかと。それには、中を見てみるといろんな問題がありました。給食費の未納の問題。それと、公的なものの給食とはどうあるべきなのかと。これは、学校の先生の視点から、政治の視点から、いろんな意見がそこに出ています。それで、数々の、見てみると、わ

かりやすく言わせますと、北海道の三笠市あたりがこの一番新しいところでは無料化を決定したらしいです。この場所の場合は問題点は何かということ、少子高齢化が激しいからぜひとも私の市に移ってきて子供を産んでほしい。そして、そこで、そのかわり給食費は無料化しますよという政策らしいです。でも皆さん、数々新聞等を見ると、今度別の問題もあるんです。給食費未納が多いから、じゃ、給食はみんなを平等にするなら、払う人と払わない人がいるから、そういうのを平等にするためにはどうするか。じゃ、給食費をなしにしよう、親が給食費を払わないんだったら、その子には給食を与えないでいこうという、そういう論議さえ議会で話し合われているのも現実です。これは皆さん、インターネットで調べていくと、公的な機関で載っていますから。これやっぱり、数々問題点あるんです。それはどんな感じかということ、イメージ的にNHKの受信料とよく似ている感じがしますね。僕が今話しているのは、一つのただの問題点なんです。

ただ、私、今日の質問に関してはごく自然に、この町は子供多いし、子育てしている世代も多いという点でぜひ支援してほしいと。そうしたら何がいいかなと。わかりやすく給食費。まあ皆さん、パフォーマンスと言われるかもしれませんが、現実、この給食費がなくなっただけでどれだけの人が助かるか。先ほども、バブル以降の話がありました。皆さん、よく想像してみてください。バブル以降、304兆円の預貯金、金利を払わなくてはいけないのに、それがなかったわけですよ。これは子育てする世代も大変です。皆さんは、子育てするときはどうでしたか。皆さん、子育てしているときもあったかもしれない。そのときには、お金に対して金利も出ていたんじゃないですか。ただ、今の子らはなかなか、例えばもらったお金、給料にももらったに対して金利さえつかないわけですよ。これはお金ないですよ、皆さん。304兆円ですよ。それは、304兆円というのはその若い子らだけじゃなくて、皆さんもそうなんですけれども、当てはまっているんですけれどもね。その304兆円がまたさらに金利を呼んで、幾らになるんでしょうかね。

私、こう思ったんですよ、自分の持論ですけども、やっぱり、ここまで社会が悪くなった、何か不平等な感じ、子供が少なくなった、そういうのを想像すると、何でだろうと。やっぱり子供を産みづらいんですよ。しかしこの町は違うね、皆さん。皆さんが誇れるほど子供多いよね、本当に。僕、本当に思うんだよね、いつも子供を見て、こんにちはなんて言う姿を見て、本当にすがすがしい気持ちになるんですよ、皆さん。だから、私、これだけ子供多いんだったら、またさらに何とか、まあ私の意見ですけどもね。お願いだろうが何だろうが、今日はもう無料化、それか補助か、何とかそれできないだろうかと。私、今日、それで登壇させていただいたんです。

昨日、総務文教委員会での委員の皆さんとお昼を食べている間、給食費のことについていろいろ皆さんで話し合ったんですよ。まあ皆さんの意見はいろいろあるんですよ、やっぱり。

その中で、私今日は一般質問をさせていただきたくて、長くやるつもりはありません。うまく合理化しながら質問させていただきたいと思っています。そして先輩方から、また議会の先輩方からも、同僚の議員さんからも教えていただいたことを、また皆さんにぶつけて、給食費とはどういうものなのか、私らここで集まっている人は、どういう位置づけで給食費と給食というものはどうあるべきなのかというのがうまく話せれば、私いいと思っています。ただ、僕が主張したいのは、父兄側、今の子供を持っている父兄の立場になって、そして皆さん、仮に、給食費を払えないと思って給食費を払っていないお子さんたちが、下手したらクラス内でおまえ払っていないだろうなんてそんないじめがないような形が、これから想定できるわけですよ。だから、そういうことがないように、私、子供側の立場と父兄側の立場で主張させてもらいます。

じゃ、通告どおり読ませていただきます。

子育て支援、給食費を無料化にできないか。

全国的に少子高齢化と言われていますが、鏡石町では、若い世代が多く住み、余り少子化していないと多くの皆さんが認識していると、私は考えます。子供が多いということは、それだけ子育てをしている世代が多いと言えることです。

現在、この国のシステムで、子供を育てる環境として金銭面、治安面を考えると、決してよいとはだれもが言えないでしょう。ぜひ、子育てをしている多くの若い親のために、生活負担を軽減してあげるため、鏡石町独自の政策として給食費の無料化、または条件つきで、例えば子供3人目とか、子供4人目から無料とか、給食費の軽減や無料の政策ができないでしょうか。これ1点をお伺いいたします。

次に、町活性化、周遊バスを町で運営できないか。

これは皆さん、何で私質問するかというのは、これは私の持論なんですね。余りそのマーケットというのは、町民の方に何人かに聞きましたけれども、そんなに調べていないです、これは私の持論なんでね。それ、ちょっと意見を言わせていただきたいんですよ。これは、ここに書いてあるとおりなんですけれども、年々、やっぱりバスの委託費が高くなってきているということね。私思うんですよ。じゃ例えば、バス会社が1億くれと言ったら私らは1億税金、委託料払うのかなと、今の状態です。じゃ、2億くれと言ったら2億払わざるを得ないのかなと。そんなことはないと思うけれども、極論の話なんだけれども、私、じゃその境目はどこなんだろうと。私たちが、その委託の金額に対してどういったところで、その線引きをするんだろうというようなことも頭に入れてなんですね。今は確かに、今年も路線が1つ減りましたよね。教育課の方も、子供たちが乗るということで、何とかその場所を確保、確保としているということがよくわかります。

だけれども皆さん、僕がお伝えしたいのは、どうでしょうか、そろそろ自分らでバス運営

のソフトを持つということなんですね。これ、やり方としては、いろんな手法があると思うんですね。独自に公務員の方がバスを運転してもいいし、また、鏡石の業者さんに安く民間委託してもいいし、ただ大切なのは、より今より便利になるように、これがやっぱり私らの努力だと思うんですよ。僕のイメージ、本当伝えたいんですけども、例えば40分に1回、鏡石町内でジャンボタクシーみたいな、ワゴンみたいなありますね、こういうジャンボタクシーみたいの。そういうのを見て、乗って、100円ぐらいで乗れると、どこまでも。下りるところはある程度こう決めておくわけですよ。そのバスが縦と横にあったら、大体40分に1本は来るんじゃないでしょうかね。そして朝は今こういう治安上ですから、それがスクールバスにかわるような。ふだん、なぜこれを私、皆さんに主張するかというと、この町は少子高齢化しないといっても皆さん年はとります。そうしたときに、皆さん、まだ車は乗れると言われるかもしれませんが、足の悪い方々とか、今後どうするんでしょうかね、移動とか。僕は、こういうシステムを町で導入すれば、その人らもいろんな商店街とか、今はあの駅前の商店街とかにも買い物にもいけるし、また、病院にさえもうまく行けるんじゃないかなと思うんですよ。そのシステムでタクシー乗ってくださいと言われれば、そのままなんだけれども、ただ僕は、町を運営するということで、やっぱり経済のことを考えると、交通面をうまく重視してくるのはもう必然のことだと思うんですよ。ここは駅がありますから、これは非常に皆さん便利だと思いますね。じゃこれで、例えば皆さん、成田の方とか、旭町の方に40分に1回バスが通ったら、手を挙げてこう乗れるみたいな、ちょっと駅前まで近いんだけど、駅前までとか、それで100円ぐらいだったらどうでしょうかね、皆さん、年にとって足とか悪くて。例えばですよ、子供たちが部活の帰る時間になって、暗くなって、そういうジャンボタクシーというか、そういうバスが通ってひゅっと乗れる、駅まで、明るいところまで乗れるといったらどうでしょうかね、皆さん。僕これ、便利だと思うんですよ。これはあくまでも僕の持論ですから、僕はもう議員ですから、主張するしかないから。こういうのを何かうまくやればいいなと。それはなぜかということ、皆さん、やっぱり間違いなくこのままでいると、本数が今通っているバスの本数が減りながら委託料は高くなっていくんじゃないかと、私は思っているんです。じゃ、それだったら、より便利に、新しい構想のもとにバス運営を考えてもいいんじゃないかと。

現実に、財源どうするんだというような話になってきますよね。それは、皆さん、議員さんらにも、じゃ、そういう財源とかは、給食費の無料化のも財源だったら、あなた探してそれ執行部に言わないとだめだということけれども、僕は議員ですよ。私は私らの仕事があって、皆さんは皆さんの仕事があるから、もしそれがやれるとか、やれないんだ、答えがまずあると思うんです。もし仮にやれるとなれば、その財源は皆さんが探すしかないと私は思っているんです。なぜかと言うと、皆さんは執行のプロですからね。だから、私が今日伝えたいの

は、政策ありき予算ありきじゃなくて、予算がないからというのは、僕はだれでもできると思うんだよね。町長、数々ずっとお金のかかる問題提起ばかりで申しわけないんだけど、ただ僕は、この鏡石が進化していく上でよりよく、今日は町長のあいさつの中をずっと読ませていただきましたけれども、うまくいろんな世代が触れ合いながら、そしてこの町で楽しめる、そういうことを考えていくなら、まずこの交通網のバスも大切なんじゃないか。

特に、さらに大事なのは、私、皆さんもご存じだと思いますけれども、今、成田の子供たちに出しているバスの補助、これは、私はそれはまだそのままやってくれというふうに出した方だけでも、やっぱりフェアじゃないのね。こっちのその一小の人らだとかの人に対しては、昔の政治的決着の問題でそれはやっているけれども、僕ははっきり言って言いたい。何回も言いたいけれども、じゃそれだったら高久田とか久来石の子供らどうするの、皆さん。その人の方が遠かったりするんだよ。でね、それが支障ではないけれども、そういうのをうまく問題点としてとらえて、今後どうすればいいだろうというふうに私が思ったのは、うまく町で自分らで運営していくという考え方もあるんじゃないかと。

皆さん、はっきり僕は自分で予想します。治安はよくなるとは思えない。なぜかという、やっぱり、数々のもう子供をねらう問題が非常に多いね。この前、あるおじいちゃんが尋ねてきました、僕のところに。子供を送り迎えしているんだと。それで、僕、言っていました、「おじいちゃんいつまでやるの」と、送り迎えするのと。そうしたら、こう言っていました、「体が動かなくなるまで。」「じゃ、おじいちゃんは来年、体動かなかったら、子供らどうするの」と。そうしたら、「親も働いているからな」と。「あれかな、どうしてもタクシーかな」なんて。でも、僕が皆さんに伝えたいのは、結局、親とか、今やっぱりこういう治安上の問題でマーケットは　マーケットというのは、町内ではそういうことが起きていて、子供の送り迎えをしているところなんですね。

ぜひ、私これ、もしかしたらわかりづらかったかもしれないけれども、イメージとしては、このバスに関しては成田のその補助をフェアにする。そして、スクールバスも出せる、そして足の悪い高齢者の方々も移動ができる。そうすることによって、町内の中で買い物とかお金が動き、経済も活性化するんじゃないかなと、私は思っているんです。数々の総務課の課長らとバスの話はしたけれども、数々の問題があるのは確かなんですよね。町以外からの路線はどうするんだと。例えば、長沼高校に行っている子らはどうするんだと。でも、私らは、皆さん、これだけの報酬とこれだけの頭を持っているんです。必ずそういう便利になることは、私できると思っていますよ。皆さん、よく想像してみてください。皆さんが30代、子供を2人から3人持っている、それでこの治安の悪さ。さて、皆さんは何にお金を使うんだろうか、こういう社会で。これが、じゃ母子家庭になったらどうしますか、皆さん。そういった意味で、僕、イメージですよ、こういう支援策だったり、スクールバスのような考え方を、う

まく町で便利なものをつくってほしいということで、質問させていただきました。

ちょっと、今、通告のとおりもう1回読ませてもらいますからね。

2番の町活性化、周遊バスを町で運営できないか。

毎年バスの委託料が値上がりしています。値上がりはしているが、路線の減少等のサービスは低下しています。どうでしょうか。ここは思い切って町でバスを運行してみてもいいでしょうか。

委託先には、地産地消で町のバス会社等に委託、鏡石駅を中心に町内を周遊するバス、値段はどこまで乗っても100円ぐらいで、朝はスクールバスにするといった形で考えられないでしょうか。

これは、もう1つ、最後のプラスするんですけれども、町長、やっぱり、イオンのショッピングセンターをつくって町活性化しました。ぜひここで、もう1つ、駅前の活性化の案ということで、またうまくとらえて、答弁していただきたいなと思っています。

1回目の質問を終わります。

議長（菊地栄助君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 3番、今駒議員の質問にお答えいたします。

町活性化周遊バスを町で運行できないかというお尋ねでございますが、生活路線バスの維持対策と運行につきましては、議会において協議をいただいているところでございますが、年々減少する利用者と増加する補助金の対策として、各自治体とも特効薬がなく、苦慮しているのが現状であります。ご意見のありました町の活性化のための周遊バスの運行については、担当課としても、生活路線バスの運行にかわるコミュニティバスとして考えられないか、検討してきた経過があります。生活路線バスが市町村を越えて運行されるのに対しまして、コミュニティバスは町内を巡回するものであり、他市町村への交通手段とはならないという面がありました。結果的に路線バスとの競合路線が出てしまい、負担増となるために実現にまでは至らなかったものであります。現在の路線バスの乗車状況を見ると、平均乗車数も年々減少しており、ご意見のようにこれまでの固定観念を捨てて、思い切った施策を行うことも必要ではないかと考えますので、再度検討してみたいと思います。

私からは以上でございます。

議長（菊地栄助君） 教育長。

〔教育長 斎田一男君 登壇〕

教育長（斎田一男君） 3番、今駒議員のご質問にお答えを申し上げます。

子育て支援として、給食費をその無料化にできないかというようなご質問でございますが、

子育て支援につきましては、国・県・市町村がこれまでもさまざまな施策を展開しておりますが、少子化対策は今後も行政の重要な課題であるというふうを考えております。

町の給食費の現状について、若干申し上げます。1食の単価は、小学校が約255円、中学校が306円、幼稚園が305円というふうになっております。一年間の給食費の総額であります。小学校では4,100万円、中学校では2,900万円、幼稚園、これは町立だけですが、510万円、合計で約7,100万円ということになります。大変大きな金額でありまして、無料化の継続的な施策ということになりますと、町の財政状況からは大変困難であるというふうに考えますけれども、子育て支援の方法論の一つとしては考えられるのではないかなというふうに思いますので、今後進める町の総合的な子育て施策の中で検討してまいりたいと、このように考えます。

議長（菊地栄助君） 3番、今駒隆幸君の再質問の発言を許します。

〔3番 今駒隆幸君 登壇〕

3番（今駒隆幸君） バスのこと、町長、ありがとうございます。やっぱり大切なのは、本当にみんなで便利にするために研究するということなんですね。ぜひ、いろんな意見を取り入れて、大切なのは、これをやれとかやらないとかの問題じゃないんですよ。そのソフトを今後どういうふうに分らでつくっていくかということで、じゃそういうバスに対しても、分らで、この町はどうあるべきなのかということが考えられれば、僕はいいと思っているんです。だから、ぜひこれ、先ほども何回も言いましたけれども、じゃこれ、委託料、今のサービスで、今委託している会社が5,000万出してほしいと言ったら皆さんどうするんだと。そうなったときどうするんだと。皆さん、バス、じゃそれは5,000万も払えない。じゃバス会社と切りたい。じゃバスはどうするんだと。皆さん、バスがなくなったら困るでしょう。そうしたら、こっちはまあわかりやすく安くしろと。だけれども、会社はもうこれ以上だめだと。5,000万びた一文負けられないと。そういったときどうするのかということが、やっぱりこれから想定できるかもしれないからね。だから、ぜひともそのソフトはいろんなところを研究してほしいなと思っているんです。

僕ら議会で行ったところは、元魚屋さんが町長になった茂木町、ここはやっぱり分らでバス運営をやられているみたいです。それが、私ほかの町のことを言っても、うちの町とは違うからすべていいというわけではないんですよ。ただ、どんなふうにしてやっているかということ、ぜひいつでも研究してほしいと思うんです。皆さん、私らもここにいる方も皆さん、絶対いつかは年も毎年とりますし、体が弱くなっていきますね。そうすると歩くのも大変です。ぜひとも、そういうときのために考えていただきたいと、これは思っています。答弁は要りませんので。

給食費の問題です。

皆さん、昨日ある方とちょっと面談しまして、大分1時間以上もお話しさせてもらったんですけれども、その方がこんなことを言ったんですね。少子高齢化の対策に対して、その一番効果を上げた国があると。皆さん、ご存じですか。実は、皆さん、フランスなんですね。フランスも、やっぱり皆さん、日本のように急激に少子高齢化になったわけなんですね。やっぱりその、国は働き手がいなくなるということで、緊急に子供をふやすことを考えていったんです。世界中でも、先進国の中では全部少子高齢化しているんだね、大体。でも、フランスだけが約5年で、国としては珍しい、5年でその少子高齢化という部分を、子供をふやした。その方、ある方は私に言うんです、私に。何をしたか。簡単な結果でした。子育てをする方々に徹底的な助成をする。そうすると、マーケット、皆さんはやっぱり子供を産みやすくなる。特に、おもしろいのが、フランスは結婚という形が余りないから、ある程度みんな母子家庭が多いのね。だから、その母子家庭もうまく子供が産めるような環境、それ、母子家庭をしっかりマーケットとしてとらえて、そういう家族の形態だととらえて、そこに適切な助成をしていくというやり方をして、子供がふえたらいいです。

さて皆さん、うちの町はいかがでしょう。私、一番最初の三笠市の話、もう一回戻しますね。ここは、少子高齢化、市なのに徹底した少子高齢化したのために、給食の無料化をした。約一千何百万と書いてあったかな、やっぱり、1,230万かかるんですって。この市長はこう言ったんです。「全部は無理だから、小学校だけだとかで構いませんか」と。「それだけで、もしかしたら効果が出るかもしれません」と。じゃ、皆さん、私らそういう情報をもとに考えてみましょう。私、この無料化というのはすごくいい効果が出るんじゃないかなと思っているんです。例えば、鏡石町はこれから人口増も考えていくんでしょう。駅東も開発してそこに人が住むんでしょう。僕は、これからは、町の運営というのは差別化、わかりやすい差別化が非常に人の移ってくる重要なポイントになるんです。私なんかは、自分の持論ですけれども、明らかにこの付近から来てもらった方がいいと。そうしたら、もうそことはわかりやすく違うやり方をする。今、鏡石は明らかに僕はほかと違うのは、教育、行政、これは明らかに僕すばらしいものだと思っていますよ。これだけの小さい町が、全国大会に出たり、効果をこれだけ子供が生まれているという、環境いいと思いますよ。だから、私、人口増というところ、鏡石のこれから人口増を考えるのであれば、例えば30代、これからちょっと景気がよくなって、30代が家を買おうといったときに、どうですか、鏡石を選ぶ、何で鏡石を選ぶか。例えば、結婚した、一つの例で夫婦で、奥様が「ここは子供の教育にいいところだ、特に給食費も無料だって。これは、子供育てられるよ。」そういうコンテンツもあるんじゃないですか。今までは何かどんな感じかという、イメージとして駅は何分とか、駅は何分先とか、あとは4号線がすぐだとか、郡山から何キロだとか、そういう視線で住宅団地とかつくって、やっぱり人をふやすことを考えた方がいいんじゃないですか。私は、あ

る方からその話を聞いて、これは、自分の無料化ということは違う戦略にもとらえることができるんじゃないかなというふうにとらえたんですね。これは先ほど言いましたね、フランスの事例ですけれども、母子家庭、シングルマザーに助成をしていって、子供がふえていった。これは、鏡石も人口増ということを考えるならば、それで働き手をふやすという考え方があるならば、そしてもう1つ、今後、家を買いたいという付近の若い方々だけじゃなくて、そういう人らが本当に鏡石に移りたくなる理由として、私はこれ、無料化、いいと思うんです。

じゃ、どうですか、執行部の皆さん、この論点を変えて、私は、基本的には子育て支援、その鏡石の人らを少しでも子育てするのに楽になってほしいと。じゃ例えば、もう、町の人口増、活性化という面では、こういう無料化というのは効果的ではないでしょうか。いかがですか。

議長（菊地栄助君） 再質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 斎田一男君 登壇〕

教育長（斎田一男君） 今、人口増加、それから子育て支援ということで、両面からのご提案がございましたが、先ほども申し上げましたように、町として、やっぱり総合的に施策を講じる必要があるんじゃないかなというふうに考えております。したがって、給食費を無料化あるいは一部無料化、そういうことも含めて、その支援の方法論として、今後検討させていただきたいと、このように考えます。

議長（菊地栄助君） 3番、今駒隆幸君の再々質問の発言を許します。

〔3番 今駒隆幸君 登壇〕

3番（今駒隆幸君） すみません、言い忘れました。町長、皆さん、1つだけ、これは町で聞いたことなんです。二小の運動会のときに、あるおばあちゃんが子供を連れて私にこう言ったんですね。「私のところの子供が次、5人目生まれます。自分の息子の子供が。だけれども、今日の運動会にその息子は来られないんですよ。」「なぜですか」と聞いたら、「働かないと、子供を育てられない」と言うんですよ。「今は、私たちがいるからいいけれども、どうなんでしょうか、今駒さん」と。子供は多く産んでいるのに、こんなに苦しい状況になると。私、その話を聞いたときに、何かしてあげなくてはいけないと思っているんです。

だからぜひ、執行部の皆さん、町長、無料化の財源、議員さんでも言われたけれども、財源見つけてこいと言われたけれども、何とか、例えば少しだけでもやっぱり助けられること、例えば先ほど言いましたけれども、3人目から給食費は無料とか半額とかにするとか、4人目からは鏡石のすべてを補助するとかね。だって、まあ国の問題なんだけれども、何か僕、こんなに子供を産んでくれて、その人らが次を引き受ける日本のための働き手になるわけな

んですよ。そういったところで、僕非常に、運動会といったら今の親は、皆さんもそうだけれども行ったでしょう。それさえも行けないと。まあ僕、やっぱり子供を多くそういうふうに産んでくれる環境で、そういう苦しい人がいるのであれば、少数であるんだったらそこを助けるだとか、3人目からはとか4人目からとかそういう考え方も補助してほしいというふうには、私は思っています。ぜひ、大分、私、4人目5人目という鏡石は絶対少数ですよ。僕、その親がお金なかったら、おじいちゃんおばあちゃんらが間違いなくその人らの負担をしているんですよ、今のマーケットというのは。じゃ、その人らにおじいちゃんおばあちゃんがいなかったらどうなんだろう。よく、議会の皆さんも執行部の皆さんもそれを考えてほしいと思います。これは、議長、質問にしようかと思いましたが、要望ですので、わかってほしいなと思います。

これで終わります。

議長（菊地栄助君） 要望でありますので、以上で、3番、今駒隆幸君の一般質問はこれまでとします。

以上をもって、通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

ここで、議会運営の都合で暫時休議いたします。

休議 午後 1時36分

開議 午後 2時00分

議長（菊地栄助君） 休議前に引き続き会議を開きます。

#### 議事日程の報告

議長（菊地栄助君） ここで、議事運営について議会運営委員会委員長の報告を求めます。

4番、根本重郎君。

〔議会運営委員長 根本重郎君 登壇〕

4番（議会運営委員長 根本重郎君） 第13回鏡石町議会定例会追加議事日程（第3号）の追加1の変更、平成18年6月15日（木）午前10時開議。

日程番号、件名。

第1、一般質問。ただいま終わりました。

第2、請願・陳情について、各常任委員長報告。

第3、決議案第6号 閉会中の先進地行政視察調査について。

第4、議会運営委員会所管事務調査の申出について。

第5、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について。

第6、議案第203号 助役の選任につき同意を求めることについて

以上であります。

議長（菊地栄助君） お諮りいたします。

議会運営委員長の報告のとおり、明日の議事日程を本日に繰り上げて、審議することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、明日の議事日程を本日に繰り上げて、審議することに決しました。

常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第2、請願・陳情についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長、7番、今泉文克君。

〔総務文教常任委員長 今泉文克君 登壇〕

7番（総務文教常任委員長 今泉文克君） 平成18年6月15日、鏡石町議会議長、菊地栄助様。総務文教常任委員長、今泉文克。

陳情審査報告書。

本委員会は、平成18年3月6日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第88条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成18年6月14日。開議時刻、午前10時。閉会時刻午前11時57分。出席数、委員全員。開催場所、第1会議室。

説明者、総務課長、木賊グループ長、関根グループ長。

税務町民課長、飛沢グループ長、円谷グループ長。

付託件名。陳情第38号 「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情。陳情第40号 社会保障制度の一体的改革を求める意見書提出の陳情。

審査結果。陳情第38号は、不採択すべきものと決した。陳情第40号は、採択すべきものと決した。

審査経過。陳情第38号は、総務課の意見を聞き、審査の結果、挙手総数で不採択すべきものと決した。陳情第40号は、税務町民課の意見を聞き、審査の結果、挙手全員で採択すべきものと決した。

意見なし。

同じく、本委員会は、平成18年6月12日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとす

べきものと決定したので、会議規則第88条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成18年6月14日。開議時刻、午前10時。閉会時刻午前11時57分。出席数、委員全員。開催場所、第1会議室。

説明者、総務課長、木賊グループ長、関根グループ長。

税務町民課長、飛沢グループ長、円谷グループ長。

付託件名。陳情第45号 地方財政の充実・強化を求める陳情、陳情第47号 「医療制度改革法案」の廃案を求める意見書の提出についての陳情。

審査結果。陳情第45号は、採択すべきものと決した。陳情第47号は、採択すべきものと決した。

審査経過。陳情第45号は、総務課の意見を聞き、審査の結果、挙手全員で採択すべきものと決した。陳情第47号は、税務町民課の意見を聞き、審査の結果、挙手全員で採択すべきものと決した。

意見なし。

以上であります。

議長（菊地栄助君） 次に、産業厚生常任委員長、5番、大河原正雄君。

〔産業厚生常任委員長 大河原正雄君 登壇〕

5番（産業厚生常任委員長 大河原正雄君） 平成18年6月15日、鏡石町議会議長、菊地栄助様、産業厚生常任委員長、大河原正雄。

陳情審査報告書。

本委員会は、平成18年3月6日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第88条の規定により報告します。

記。

開催月日。平成18年6月14日、開議時刻、午前10時、閉会時刻、午前11時21分、出席数、委員全員、開催場所、議会会議室。

説明者。都市建設課長、吉田グループ長。

付託件名。陳情第35号 県中都市計画事業境土地区画整理事業に関する陳情。

審査結果、陳情第35号は、採択すべきものと決した。

審査経過、陳情第35号は、都市建設課長の意見を聞き、審査の結果、挙手多数で採択すべきものと決した。

意見なし。

平成18年6月15日、鏡石町議会議長、菊地栄助様、産業厚生常任委員長、大河原正雄。

請願審査報告書。

本委員会は、平成18年6月12日付託された請願を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第88条の規定により報告します。

記。

開催月日。平成18年6月14日、開議時刻、午前10時、閉会時刻、午前11時21分、出席数、委員全員、開催場所、議会会議室。

説明者。紹介議員、健康福祉課長。

付託件名。請願第2号 障害者自立支援法の施行にともなう諸問題を解決するための意見書提出を求める請願。

審査結果。請願第2号は、採択すべきものと決した。

審査経過。請願第2号は、健康福祉課と紹介議員の意見を聞き、審査の結果、挙手全員で採択すべきものと決した。

意見なし。

平成18年6月15日、鏡石町議会議長、菊地栄助様、産業厚生常任委員長、大河原正雄。

陳情審査報告書。

本委員会は、平成18年6月12日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第88条の規定により報告します。

記。

開催月日。平成18年6月14日、開議時刻、午前10時、閉会時刻、午前11時21分、出席数、委員全員、開催場所、議会会議室。

説明者。健康福祉課長。

付託件名。陳情第44号 犬・猫の不妊手術「去勢・避妊」助成金制度実現を求める陳情。  
陳情第46号 視覚障害者のための地域生活支援事業に関する陳情。

審査結果。陳情第44号は、不採択すべきものと決した。陳情第46号は、採択すべきものと決した。

審査経過。陳情第44号は、健康福祉課の課長の意見を聞き、審査の結果、挙手少数で不採択すべきものと決した。陳情第46号は、健康福祉課長の意見を聞き、審査の結果、挙手全員で採択すべきものと決した。

意見なし。

以上であります。

議長（菊地栄助君） これより常任委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

初めに、陳情第35号 県中都市計画事業境土地地区画整理事業に関する陳情の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択とすべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（菊地栄助君） 起立多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおりと決することに決しました。

次に、陳情第38号 「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（菊地栄助君） 挙手多数であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおりとすることに決しました。

次に、陳情第40号 社会保障制度の一体的改革を求める意見書提出の陳情についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択とすべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（菊地栄助君） 挙手多数であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおりとすることに決しました。

次に、請願第2号 障害者自立支援法の施行にともなう諸問題を解決するための意見書提出を求める請願の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択とすべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（菊地栄助君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおりと決することに決しました。

次に、陳情第44号 犬・猫の不妊手術「去勢・避妊」助成金制度実現を求める陳情の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（菊地栄助君） 挙手多数であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおりとすることに決しました。

次に、陳情第45号 地方財政の充実・強化を求める陳情の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択とすべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（菊地栄助君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおりとすることに決しました。

次に、陳情第46号 視覚障害者のための地域生活支援事業に関する陳情の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択とすべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（菊地栄助君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおりとすることに決しました。

次に、陳情第47号 「医療制度改革法案」の廃案を求める意見書の提出についての陳情の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択とすべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（菊地栄助君） 挙手多数であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおりとすることに決しました。

決議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第3、決議案第6号 閉会中の先進地行政視察調査の実施についての件を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

7番、今泉文克君。

〔 7 番 今泉文克君 登壇 〕

7 番（今泉文克君） 平成18年6月15日、鏡石町議会議長、菊地栄助様。

提出者、鏡石町議会議員、今泉文克。賛成者、鏡石町議会議員、大河原正雄、賛成者、鏡石町議会議員、根本重郎。

閉会中の先進地行政視察調査の実施についての決議（案）。

このことについて、会議規則第70条の規定により、閉会中の調査として実施したく決議されるよう提出します。

決議案第6号 閉会中の行政視察調査の実施について。

今日の地域社会は激動する情勢の中で日々変革しているが、我々議員は町民福祉の向上と町政進展のため常に研さんに努め、その任務を遂行しなければならない。

このため、今後の我が町の議会並びに行政運営に資するため、次のとおり閉会中の行政視察として先進自治体を調査することを決議する。

記。

- 1、調査項目、自立の町づくりについて、議会運営について。
- 2、調査先、滋賀県日野町、滋賀県多賀町、滋賀県木之本町。
- 3、調査年月日、平成18年7月4日（火）～7月7日（金）（3泊4日）。
- 4、調査費用、議会費で行う。

平成18年6月15日、鏡石町議会。

以上、よろしく願いいたします。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

決議案第6号 閉会中の先進地行政視察調査の実施についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会所管事務調査の申出について

議長（菊地栄助君） 日程第4、議会運営委員会所管事務調査の申出についての件を議題と

いたします。

議会運営委員長から会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査の申し出があります。

委員長から申し出のとおり所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり所管事務調査を実施することに決しました。

議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

議長（菊地栄助君） 日程第5、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

議案第203号の上程、説明、意見、採決

議長（菊地栄助君） 日程第6、議案第203号 助役の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

ここで、関係者の退席を求めます。

〔収入役 大河原直博君 退席〕

議長（菊地栄助君） 局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第203号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） ただいま上程されました議案第203号 助役の選任につき同意を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

鏡石町助役に次の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定によって議会の同意を求めるものであります。

現助役であります正木正秋氏の任期が今月30日をもって満了になることから、後任に助役として現収入役であります、中央221番地、大河原直博氏をお願いしたいため、提案するものであります。

大河原氏は、昭和38年12月鏡石町役場に奉職し、30年余種々の行財政事務を経験され、町政発展のため本行政機関のかなめとして総務課長等を務められた後、平成14年7月から収入役に就任し、献身的に職務に精励されております。その卓越した行政能力と手腕、識見は高く評価され、新しい視点に立った町づくりのため、私の補佐役に最適任と思いますので、選任賜りたく同意賜りますようよろしくお願い申し上げます、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

本案に対し、ご意見を求めます。

1番、仲沼義春君。

〔1番 仲沼義春君 登壇〕

1番（仲沼義春君） ただいま上程されました大河原直博氏の助役選任につきまして、賛成の意見を申し上げます。

大河原氏は、現在収入役の職にあって、厳しい財政状況の中、適正な財政運営に手腕を発揮されております。また、職員時代は、総務課長として本町行政機関のかなめとして活躍されてきたことは周知のとおりであります。人望も厚く、助役として最適任であると思います。議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（菊地栄助君） 以上で意見を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第203号 助役の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（菊地栄助君） 起立全員であります。

したがって、助役の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

ここで退席者の入席を求めます。

〔収入役 大河原直博君 復席〕

議長（菊地栄助君） 暫時休議します。

休議 午後 2時24分

開議 午後 2時25分

議長（菊地栄助君） 休議前に引き続き会議を開きます。

#### 議事日程の追加

議長（菊地栄助君） ここで意見書案配付のため暫時休議いたします。

休議 午後 2時25分

開議 午後 2時27分

議長（菊地栄助君） 会議を開きます。

ただいま意見書案5件が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立しました。

お諮りいたします。

本案5件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案5件を日程に追加して、議題とすることに決しました。

#### 意見書案第45号～意見書案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第7、意見書案第45号 社会保障制度の一体的改革を求める意見書（案）から、日程第10、意見書案第48号 地方交付税の充実・確保に関する意見書（案）の4件を一括議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

7番、今泉文克君。

〔7番 今泉文克君 登壇〕

7番（今泉文克君） 平成18年6月15日、鏡石町議会議長、菊地栄助様。提出者、鏡石町議会議員、今泉文克。賛成者、鏡石町議会議員、大河原正雄、賛成者、鏡石町議会議員、根本重郎。

社会保障制度の一体的改革を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第45号 社会保障制度の一体的改革を求める意見書（案）。

働く者の雇用と生活を取り巻く環境は、所得や雇用の格差拡大・二極化の進展など、依然として厳しい状況にある。

〔「朗読省略」の声あり〕

7番（今泉文克君） 朗読省略の声がありますので、省略させていただきます。

2つほどここに、皆さんのお手元の配付になっております内容になっております。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月15日、鏡石町議会。

衆議院議長、河野洋平様。参議院議長、扇千景様。内閣総理大臣、小泉純一郎様、厚生労働大臣、川崎二郎様。

続きまして、平成18年6月15日、鏡石町議会議長、菊地栄助様。提出者、鏡石町議会議員、今泉文克。賛成者、鏡石町議会議員、大河原正雄、賛成者、鏡石町議会議員、根本重郎。地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第46号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

地方分権一括法の施行以降、地方自治体の自己決定と自己責任の範囲は大幅に拡大し、地域生活に密着した事務を総合的に担う基礎自治体としての役割は高まっている。

〔「朗読省略」の声あり〕

7番（今泉文克君） 朗読省略の声がありますので、お手元の配付の意見書案にお目通しをいただきたいと思えます。2つほど記載されております。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

鏡石町議会、平成18年6月15日。

内閣総理大臣、小泉純一郎様、内閣官房長官、安倍晋三様、総務大臣、竹中平蔵様、財務大臣、谷垣禎一様、経済産業大臣、二階俊博様、経済財政政策担当大臣、与謝野馨様。

続きまして、平成18年6月15日、鏡石町議会議長、菊地栄助様。提出者、鏡石町議会議員、今泉文克。賛成者、鏡石町議会議員、大河原正雄、賛成者、鏡石町議会議員、根本重郎。

「医療制度改革法案」の廃案を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第47号 「医療制度改革法案」の廃案を求める意見書（案）。

現在、国会にて審議中の医療制度改革法案は、高齢者をはじめとする患者・国民の新たな負担増を求めるものです。

今日の日本医療は、たびかさなる国民負担増により、医療を受ける必要のある人が、受けられない事態を引き起こし……

〔「朗読省略」の声あり〕

7番（今泉文克君） 朗読省略ですが、お手元に配付されている内容にお目通しをいただきたいと思えます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月15日、鏡石町議会。

衆議院議長、河野洋平様。参議院議長、扇千景様。内閣総理大臣、小泉純一郎様、財務大臣、谷垣禎一様、厚生労働大臣、川崎二郎様。

続きまして、平成18年6月15日、鏡石町議会議長、菊地栄助様。提出者、鏡石町議会議員、今泉文克。賛成者、鏡石町議会議員、大河原正雄、賛成者、鏡石町議会議員、根本重郎。地方交付税の充実・確保に関する意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第48号 地方交付税の充実・確保に関する意見書（案）。

町村は、長引く景気低迷により税収が落ち込む中……

〔「朗読省略」の声あり〕

7番（今泉文克君） 朗読省略の声がありますので、省略させていただきます。記は4つほど記載させておいております。お手元の案にお目通しをいただきたいと思っております。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月15日、鏡石町議会。

内閣総理大臣、小泉純一郎様、総務大臣、竹中平蔵様、財務大臣、谷垣禎一様。

以上であります。よろしく願いいたします。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより4件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

初めに、意見書案第45号 社会保障制度の一体的改革を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第46号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第47号 「医療制度改革法案」の廃案を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第48号 地方交付税の充実・確保に関する意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第11、意見書案第49号 障害者自立支援法の施行にともなう諸問題についての意見書（案）の件を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

5番、大河原正雄君。

〔5番 大河原正雄君 登壇〕

5番（大河原正雄君） 平成18年6月15日、鏡石町議会議長、菊地栄助様。提出者、鏡石町議会議員、大河原正雄。賛成者、鏡石町議会議員、今泉文克、賛成者、鏡石町議会議員、根本重郎。

障害者自立支援法の施行にともなう諸問題についての意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第49号 障害者自立支援法の施行にともなう諸問題についての意見書（案）。

障害者自立支援法が4月1日より施行されましたが、当事者と家族、関係者から、強い……

〔「朗読省略」の声あり〕

5番（大河原正雄君） はい。省略の意見が出ましたので、ここに1、2、3番と3つ上が

っておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

鏡石町議会、平成18年6月15日。

衆議院議長、河野洋平様、参議院議長、扇千景様、内閣総理大臣、小泉純一郎様、財務大臣、谷垣禎一様、厚生労働大臣、川崎二郎様。

以上であります。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

意見書案第49号 障害者自立支援法の施行にともなう諸問題についての意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 閉議の宣告

議長（菊地栄助君） 以上をもって、本定例会に付議された案件は全部終了しました。

よって、会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決しました。

#### 町長あいさつ

議長（菊地栄助君） ここで招集者から閉会に当たりあいさつがあります。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

第13回鏡石町議会定例会において、提案いたしました議案につきまして慎重にご審議いただき、いずれも原案どおり議決・同意を賜りまして、まことにありがとうございました。

なお、会期中議員各位から賜りましたご高見等につきましては、十分にこれを尊重し、対応いたしまして、町政執行に遺憾なきを期してまいりたいと考えております。

今後とも議員皆様方には、町政進展のため一層のご活躍を切にご祈念申し上げる次第であります。

梅雨の季節に入り、体調管理に万全を期され、ご自愛いただき、ますますご健勝にてご精励賜りますようご祈念申し上げ、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

#### 閉会の宣告

議長（菊地栄助君） これにて第13回鏡石町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時39分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成18年 6月15日

議 長 菊 地 栄 助

署 名 議 員 森 尾 吉 郎

署 名 議 員 仲 沼 義 春

署 名 議 員 渡 辺 定 己

# 鏡石町議会会議録

## 参考資料目次

議案等審査結果一覧表.....	1
町長提出議案.....	3
報告第 57号 繰越明許費繰越計算書について.....	3
議案第194号 公の施設の指定管理者の指定について.....	4
議案第195号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について.....	5
議案第196号 鏡石町立第一小学校体育館改築工事請負契約の締結について.....	7
議案第197号 区域外の町道路線の認定について.....	8
議案第198号 損害賠償の額の決定及び和解について.....	9
議案第199号 平成18年度鏡石町一般会計補正予算(第2号).....	10
議案第200号 平成18年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第1号).....	12
議案第201号 監査委員の選任につき同意を求めることについて.....	14
議案第202号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつ て.....	14
諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて.....	15
議案第203号 助役の選任につき同意を求めることについて.....	15
請願・陳情文書付託表.....	16

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
報告 第57号	繰越明許費繰越計算書について	18.6.13	承認
議案 第194号	公の施設の指定管理者の指定について	18.6.13	可決
議案 第195号	鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	18.6.13	可決
議案 第196号	鏡石町立第一小学校体育館改築工事請負契約の締結について	18.6.13	可決
議案 第197号	区域外の町道路線の認定について	18.6.13	可決
議案 第198号	損害賠償の額の決定及び和解について	18.6.13	可決
議案 第199号	平成18年度鏡石町一般会計補正予算(第2号)	18.6.13	可決
議案 第200号	平成18年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	18.6.13	可決
議案 第201号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	18.6.13	同意
議案 第202号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	18.6.13	同意
諮問 第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	18.6.13	同意
議案 第203号	助役の選任につき同意を求めることについて	18.6.15	同意
決議案 第6号	閉会中の先進地行政視察調査の実施についての決議(案)	18.6.15	可決
意見書案 第45号	社会保障制度の一体的改革を求める意見書(案)	18.6.15	可決

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
意見書案 第46号	地方財政の充実・強化を求める意見書(案)	18.6.15	可決
意見書案 第47号	「医療制度改革法案」の廃案を求める意見書(案)	18.6.15	可決
意見書案 第48号	地方交付税の充実・確保に関する意見書(案)	18.6.15	可決
意見書案 第49号	障害者自立支援法の施行にともなう諸問題についての意見書(案)	18.6.15	可決

請願・陳情文書付託表

番 号	件 名	紹介議員	提 出 者	付 託 委 員 会	結 果
陳情第35号	県中都市計画事業境土地 区画整理事業に関する陳 情		鏡石町境土地地区 画整理組合 理事長 角田 一一	産 業 厚 生 常任委員会	採 択
陳情第38号	「公共サービスの安易な 民間開放は行わず、充実 を求める意見書」提出に 関する陳情		日本国家公務員 労働組合連合会 中央執行委員長 堀口 士郎	総 務 文 教 常任委員会	不 採 択
陳情第40号	社会保障制度の一体的改 革を求める意見書提出の 陳情について		日本労働組合総 連合会福島県連 合会 須賀川地区連合 議長 高橋 敏和	総 務 文 教 常任委員会	採 択
請願第 2 号	障害者自立支援法の施行 にともなう諸問題を解決 するための意見書提出を 求める請願	円谷寅三郎	福島県社会保障 推進協議会 事務局長 鈴木 隆夫	産 業 厚 生 常任委員会	採 択
陳情第44号	犬・猫の不妊手術「去 勢・避妊」助成金制度実 現を求める陳情		代表 高橋美知子 他 194名 (賛同署名)	産 業 厚 生 常任委員会	不 採 択
陳情第45号	地方財政の充実・強化を 求める陳情		自治労福島県本 部 中央執行委員長 丹治 則雄	総 務 文 教 常任委員会	採 択

番 号	件 名	紹 介 議 員	提 出 者	付 託 委 員 会	結 果
陳情第46号	視覚障害者のための地域 生活支援事業に関する陳 情		福島県視力障害 者協議会 会長 吉田 敏喜	産 業 厚 生 常 任 委 員 会	採 択
陳情第47号	「医療制度改革法案」の 廃案を求める意見書の提 出についての陳情		福島県社会保 障推進協議会 事務局長 鈴木 隆夫	総 務 文 教 常 任 委 員 会	採 択